

平成26年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年3月7日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 平成26年3月7日（金曜日） 午前10時00分～午後4時07分

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	総務部部長待遇兼財政課長：佐藤芳彦
議会事務局長：木村喜代美	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：今野幸宏	中仙支所長：皆川 貢
協和支所長：武田春樹	南外支所長：伊藤敏夫
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：草薨 均
総務部次長兼防災管理官：郡山茂	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
会計管理者：柴田敬史	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
総務課長：伊藤義之	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舩屋博之
総合防災課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄

市民部長：山谷勝志	次長兼国保年金課長：小野地淳司
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：小田原大造
消費生活相談室長：西村とも子	

議会事務局職員出席者

参事 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第2号 大仙市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第3号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第4号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（消防団員関係）
- 第4 議案第13号 大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 第5 議案第14号 大仙市公益通報条例の制定について
- 第6 議案第30号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）
- 第7 議案第41号 平成26年度大仙市一般会計予算
- 第8 議案第54号 平成26年度大仙市内小友財産区特別会計予算
- 第9 議案第55号 平成26年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
- 第10 議案第56号 平成26年度大仙市荒川財産区特別会計予算
- 第11 議案第57号 平成26年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
- 第12 議案第58号 平成26年度大仙市船岡財産区特別会計予算
- 第13 議案第59号 平成26年度大仙市淀川財産区特別会計予算

午前10時00分 開会

○委員長（金谷道男） おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

最後のなごり雪がちょっとあばれ雪になっているようですけれども、私も今朝、久しぶりに雪をいじくらせてもらって、一汗かいてきましたが、これで多分、一段と春に近づいたあいさつだと思っています。

それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、10日、月曜日に、市民部及び両部に係わる案件について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

なお、本日は、最後の会の予定もございますので、4時半を目処に本日の審査終了という目標で進んで参りたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、はじめに元吉総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。

本日の総務民生委員会でご審議をいただきます総務部所管の議案につきましては、高齢者部分休業に関する条例の一部改正など条例案が5件、平成25年度一般会計補正予算が2件、平成26年度の一般会計予算のほか、特別会計予算6件の合計14件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、26年度の当初予算もありますので、内容が大変多くなっております。説明は新規事業や拡充事業、または、特に説明を要する事業などを中心に簡潔にさせていただき、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしく願いします。

なお、説明は、座ったままで結構ですのでよろしくお願いいたします。

はじめに、議案第2号、大仙市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） おはようございます。

それでは説明させていただきます。

議案第2号、大仙市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページになります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法が平成25年6月14日に公布され、地方公務員法の一部が改正されましたが、高年齢職員が公務の運営に支障がない範囲において休業することができる高齢者部分休業制度につきましては、これまで、休業の承認について期間を条例で定めることとしており、本市におきましては定年前5年以内としておりましたけれども、改正後、休業の承認につきまして年齢を条例で定めることになり、これを55歳以上と規定するもので、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、この条例を制定することによって、これまでの休業の内容に変化がどのような形であられるのか、ということが1点。それから現状、この55歳以上の定年前5年間の間で、この部分休業というふうなことを実際、取得できるような職員の、実際どのくらい発生するものなのか。そして職務に支障の無いというようなことが書かれておりますけれども、現状、部分休業を取得できるような支障の無いような職場というふうなことがあるのか、どうか、この3点についてお尋ねいたします。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） まず1点目の休業の内容の変化ということなんですけれども、これまでは定年前5年間ということで、定年退職日が年度末の3月31日でしたので、55歳になった翌年の4月1日以降に取得できると、期間として5年間という形でしたけれども、今回の改正で誕生日、いわゆる満年齢、年齢を規定することによりまして、55歳に

なった日以降に取得できるということで、若干、その分長く取得できるようになったこと
でございます。

2点目の取得できる職員でございますけれども、基本的に職務に支障が無い場合、育児休
業とはちょっと違うのですけれども、状況を見て、部分休業でございますので、ずっとお休
みをするというのでは無くて、1週間あたり20時間まで、取得できるという形になってご
ざいます。ですので、業務の状況を見ながら、取得するというような形になります。ただ、
この制度につきましては、平成21年度に条例化されまして、それ以降に取得できるよう
になってございましたけれども、これまで取得した職員はございません。また、これを休ませ
ずと、無給というふうなことでございますので、目的が退職後の人生設計とか、地元のボラ
ンティア活動等に利用できるというような幅広い目的の為に取得できるものになってござ
いますので、申し出があれば承認されるものというふうに考えてございます。以上、現状と
これまでの所得者数についてでございました。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第3号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第3号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

3ページ、4ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、条例の第13条第2項中「次に掲げるとおり」を「年齢70歳」に改め、同項各号を削るものでございますが、これまで分団長以上の幹部団員の定年が70歳で、副分団長以下の団員につきましては年齢65歳であったものを、消防団員の定年制を一律年齢70歳に引き上げる改正でございます。施行期日を交付の日とさせていただいております、これは今年度末に退団予定でありました12名の団員が定年の延長の対象になるように計らったものでございます。

この改正は、近年の災害の発生形態の大規模化・複雑化に伴い、地域住民から消防団に寄せられる期待は年々大きくなっております。しかしながら、全国的に消防団員数は減少傾向にありまして、本市の消防団におきましても若年層の減少や就業形態の変化などによりまして、団員数が年々減少傾向にあるのが実態でございます。

消防団員は、地域の防災力の中核となる活動を支える貴重な人材でありまして、安定的な団員の確保が喫緊の課題になっていることから、今般、団員の確保のための施策といたしまして、団員の定年の延長をするものでございます。

なお、本市の消防団から、定年後も意欲的に地域の防災活動に従事したいという意向の団員も多いことから、定年の延長についてたくさん要望をいただいております。

以上、条例の改正の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきますよう、さらにご承認賜りますようお願い申しあげまして説明を終わります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） この条例改正によって、再入団される方の人数の見込みといたのが、もしわかるようであれば。わからないですか。やっぱりやってみないとわからないような感じですかね。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 先ほどご説明申し上げましたように、新たに64歳、この3月をもって退団予定者が12名ほどおりました。まず各分団におきまして、対象者の方々にはこの議案が承認後、いわゆる議会が終了後に、直ちにこれが施行交付になりますので、それを待つて心つもりをお知らせくださいというような、事前の広報PRはさせていただいておりますが、いずれにいたしましても、12名の方々から、体力が続く限り、このあとも引き続き団に残っていただくように働きかけをさせていただいております。

ます。以上です。

○委員（秩父博樹） よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今度、70歳までの5年間の延長でありますけれども、これでそれぞれの地域としての職務が十分に全うできるのかということ、第一に今、大仙市の消防団員の、非常にまだ欠員が多いと思うんだけれども、それでその欠員の大きな要素というのは、おそらく郡部の方の若年層が、非常に団員が少ないと思うんだけれども、町部よりはですな、そういうことで、それをどのように今後、それにてこ入れをして、団員の確保に努めるのかというようなことで、いろいろやはり公務員等、または各団体職員等にも声かけはして、勧誘をしているようでありまして、そのあたりの今度の対応として持っていくのかな、ということなんですけれども。

○委員長（金谷道男） は、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ただ今のご質問であります、ちょうど今、消防団員が約350名ほど、定員数から割れるような実態になってございます。昨年の4月1日現在では、1,691名の定員に対しまして、1,343名の人員ということになっておりまして、非常にこの団員不足については、大きな問題になってございます。今、各支団に赴きまして、この定数の再編も含めながら、消防団員の再編問題を様々な角度から検討しているところでございます。

ご質問にありましたように、やはり郡部の若手、特に定数に満たない少ないところは、西部地域が非常に定数割れの大きな要因になってございまして、そういったところを各支団長或いは分団長から呼びかけを働きかけるということが重要でございまして、東部の方が定数割れが少ない要員には、辞められる時に必ず替わりの方を見つけて補充するというような制度が確立されておるようでございます。こうした例を参考にしながら職場の方に働きかけ、また、今回の法律の改正によりまして、公務員も併任して消防団活動ができるような仕組みも整ってございますので、大仙市役所職員含めて、様々な形で呼びかけを働きかけて参りたいと考えております。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私も地域の実情に合わせて、年齢を引き上げざるを得ないという、そういう状況はわかりますけれども、最近の消防団の活動の内容、そしてまた、非常に

業務内容が複雑多岐にわたり、また非常に大きな重労働というふうな分野にもなっておりますので、実際、この70歳まで引き上げての、消防団の訓練なんかも含めて、実際にこの70歳まで続けるというふうなことが現実、非常に大変なのではないかというふうなことを思うわけであります。その点でちょっと一つ聞きたいのはですね、教えていただきたいですけれども、消防団員の定年で退団する人と、途中退団する人への退職金とかそういうふうなものが、あるのか無いのか、違いがあるのであれば、その辺を教えてくださいというふうなことがあるわけです。そして、もう1点は若い人達の入団がなかなか難しい状況の中で、若い人達は、実際に少子化にもなっているわけですが、もっと具体的にこの若い人達がいる高校或いはいろんな就農青年そういった分野もあるわけですが、そういったところに行って、若い人達の加入というふうなものをどう進めていくのか、というふうなこと、そして何と云っても入団して頂くための、それなりの魅力ある福利厚生をどう改善していくのかというふうなことでの今後の見通しを是非教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 最初の退団される際の退職金でございますけれども、これにつきましては、県の方で一括してまとめて加入しておりまして、そこから退職金が支給されるような形になってございます。従いまして、65歳の方々、或いは70歳まで延長なることによって年齢加算が加算されますので、さらに今回の制度改正で一律5万円の退職金が加わるような形になってございます。これも秋田県全体で報酬アップになるようになっておりますので、そういった待遇改善はなされる形となっております。

さらに続きまして具体的な若い人がたの加入促進ということではありますが、やはり中学生とか高校生等につきましては、その消防団活動の実態をPRさせるとか、或いは場合によっては体験学習をさせるという必要性が問われてございます。今年の4月1日から岩城の道川にあります防災拠点センターがリニューアルされましたが、そこには子供たちが行って、様々な消防、或いは地震体験等も含めてできるような仕掛けになってございます。様々な自主防災組織の活動の一環でこの新しい施設を、子供たちを連れて体験させたいというようなお声も頂いております。4月から早々に今現在、数カ所からバスを借り上げて、そうしたまとまった体験をさせたいというようなお声がけも頂いておりますので、是非、そういったところに連れて行きながら、消防活動へのPRをさせていただきたいと考えております。

学校関係につきましては、教育委員会関係と十分に協議しながら、検討して参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

さらに福利厚生ということでございますが、このあと予算審議でご承認いただきますけれども、大仙市ではまずは制服、活動服でございます。これをいち早く新しい物に2カ年をかけて更新すると、全員新しい活動服を貸与するというような形を取らせて頂きますし、また資機材等も含めて、活動しやすい環境のみならず、様々な病気したりした場合にも、保険が適用になるような制度もございますので、団員の健康状態を十分に監視しながら、そういった保険の手当なんかも遺漏なく、対応するように努めて参りたいと考えております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ、この定年延長に伴う費用弁償、報酬等、年齢加算があったり退職金の一律5万円アップでしたっけか、そういったことなんかも話しされましたけれども、先ほど12名の対象者がいるということなんですけれども、現状、この12名の中から、継続入団をするというふうなことでの方向は、実質70歳になったのだから、70歳でなければ定年できませんよと、いうふうなことになるのかなと思うんですけれども、65歳で定年を迎えるんだというふうに思っていた方々もいらっしゃると思うんですけれども、皆さんこの点は十分に理解、地域からの要望というふうなことのようですけれども、実際、当事者の皆さんの気持ちというふうなものは、反映されているものなのか、どうか、その辺は。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ただ今のご質問にありましたように、ある方は、私個人的に知っている方ですが、65歳で定年を迎えるということをもっと楽しみにしておったと、いわゆる先ほどの退職金ということがございまして、奥さんと旅行を計画をしておったというお話を現に伺ったことがございました。この度、定年延長になることによって、先ほど申しあげましたように、各支団、分団長の方から延長になる見込みがたっていますよというお話をそれぞれ対象者の方々に前もってお話はされております。

そしてさらに、その上で今のような気持ちになる方が、そのままお務めになるのか、或いは、途中で健康を害して自主的に辞める方も何人かございます。それと共々に計画していたように、辞めるという意思表示、これから個々に頂くように調整していく形をとっておりますので、その辺は十分に説明をしながらご理解をして頂くように配慮した

いと考えております。以上です。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 先ほどの橋本議員のもしかすれば若干かぶるかもしれませんが、条例定数、今は1,691でしたっけ。それを設定するに当たって、例えば秋田市の方だと、30万人いる中で、たしか2千人ぐらいの定数だったと思うので、大仙は10万人以内の中で1,691というのを考えれば、土地の広さだとか、そういうのも考慮した定数だと思うんですけども、その辺の見直しというのも考慮に入れても良いのではないかなと、いうふうに思います。横手なんかは逆に3千人とかって、全然多いようなところもあります。なので、基準が何になっているのか、というのを考えれば、ちょっとまだその部分が雲をつかむような部分もありますけれども、ちょっとその辺も精査しても良いのではないかなと、思います。

また、佐藤議員が言われたことに関連してですけれども、例えば60歳で辞めたいという人もいますし、まだ体力があって70歳まで続けるという人もいます。定年に関しては勤めた年数に対しての報酬になっていると思いますので、だからその辺は多分そんなに支障は無いのかなと思います。今後ともよろしくお願いします。以上です。

○委員長（金谷道男） そうすれば前段の件、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 定数の問題ですけれども、先ほども申しましたように定数再編の大きな問題を、今、十分に団の幹部の方々と協議をしているところでございます。昨年の11月に支所管内を十分に訪問させて頂きまして、各支団の幹部の方々から様々な意見を徴してございます。具体的に再編という言葉ですので、それぞれの支団の考え方がこれまで統一されてございませんでした。例えば支団長、分団制をとっていきなり部長、そこで止まっていると、いうケースもございましたし、その下に班長制を設けてきめ細やかな、ネットワークを作られているようなところもございました。またさらに、面積的な問題を鑑みますと、その分団の数が、大きく、いわゆる旧合併前の旧市町村単位で編成されたものでございましたので、7つも8つもあったり、残っている状況がございました。これが2つを1つにまとめるとか、或いは3つを2つにまとめるとか、というような再編問題が大きな課題でございます。これらを地域を地図に落としまして、

どこがどういうふうにとまるべきなのか、或いは資機材がございます。そうした資機材の兼ね合いもございまして、そういったところを踏まえ、新しい最新の積載車を持って行動範囲を広げるとか、という工夫を持ちながら、今、盛んに検討しているところでございますので、もうしばらく時間を頂ければと思っております。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 70歳定年はこれで良いんだけど、実は去年の市政懇談会で南外村の件もあった訳なんだけど、それで肩書きが皆さん、課長も部長も年行けば皆さんが欲しいやつと同じで消防団も、それなりの肩書きがあればそれなりに活動ができると思うんだけど、5歳延長なったことによって、これは分団長難しいとか、或いは支団長なれなとか、ということで早めに辞める人もいないとも限らないわけで、なかなかこのあたりの兼ね合いが難しい定年制だと思うけれども、やっぱり団員の不足も含めて、再任用というか、そういったことも考える時代さ入ったのかなと、ただ東部の方では退団するときに、替わりの人を出せば良いたって、まさか女も出されねし、妻も出されねし、なかなか実態は本当難しいことだと思うんだしよ。特に西部ばりでね、どこの地域も。従ってそこら附近、今、課長が言われた、支団の再編、そういったことも含めながら、踏まえながら、この定数の問題もある訳んだけど、やっぱり皆さんその、今の支団長が例えば65歳の人で、辞めれば今度、俺が支団長になるに比べがなと、思っていた人が5歳延長になって、まだそこに登り詰めれない人も途中で辞めるということもあると思うんだしよ。実は。したがら、これに反対しているわけでは無いけれども、なかなかそのあたりの兼ね合いというか、難しいものでないか、各支団によって状況が違うから一概にも言われないことかも知れないけれども、そのあたりもやっぱり何と言うか、配慮して、例えば、支団長になった場合は65歳で一旦辞めてもらって、再任用は良いけれども、新たに支団長をやってやるとかって、そんな方法も一つ考えてやらねば、なかなか皆さん、年行ってから辞めるのは仕方が無いとしても、若い人でも結構退団者がいるのではないかなという感じはするんだしよな。そこら附近、何も検討したことは無いものだし。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ただ今のご質問にあるように、団員の声の中には、実はまさに団塊の世代の構成人員がちょうど60歳前後になっておりまして、問題点として報告

あったのは、つまり65歳の方々がかなり結構、団の幹部に就かれております。場合によっては支団長、分団長、そうした幹部と称される立場の方々、同じ年齢で副分団長以下の肩書きの方々、その同じ役職に就きながらも、65歳で先に辞めざるを得ない、上の方がなかなか卒業なさらないので、その前に、まだ活動できるのに、65歳で、同じ同級生で幹部になっているという立場で分団長に上がっているために、70歳まで残るといような実態もございまして、その辞める方々に、あの方々は私たちの同級生なので、まだお互いに活動できるよと、いう声があるにもかかわらず、巢立たなければならぬというのが、実際のお声でした。従ってそれを避けるために階級はどうであれ定数は決まっておりますので、その分団長、支団長に満たなくても、そのまま残って消防団活動をしていただくという趣旨が今回の70歳定年延長の走りで行っていただきました。様々な役職がこれから絞り込まれたりするわけでもございまして、そういった肩書きの方々をどう取り扱うのかという問題が、その再編問題に絡んでございまして、そうしたところは、団の方々と十分に詰めながら解消して参りたいと考えております。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に議案第4号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（消防団員関係）を議題といたします。

当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 次に議案第4号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、消防団員関係の説明を申し上げます。

5ページと6ページをご覧ください。

大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございますが、昨年12月13日に制定されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第13条により、団員の処遇の改善をするために、報酬額を引き上げるものであります。

改正の内容につきましては、消防団員の実態に応じた、適切な報酬及び費用弁償を支給するための措置を講ずるものでございます。1つは年報酬の改正でございます。

団長の報酬を、82,000円から、86,000円に、副団長・支団長の報酬を70,000円から、73,000円に、副支団長の報酬を、60,000円から、66,000円に、分団長の報酬を、45,000円から、49,000円に、副分団長の報酬を、36,000円から、39,000円に、部長の報酬を、33,000円から、36,000円に、班長の報酬を、32,000円から、35,000円に、副班長の報酬を、31,000円から、34,000円に、団員の報酬を、30,000円から、33,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、併せて出動手当及び警戒手当の費用弁償でございますが、これまでの日額4,000円から400円引上げさせて頂きまして4,400円に、また、誤報等により現場で業務を要しないときの費用弁償を2,000円から200円引上げまして2,200円を支給するものとして改正するものであります。

いずれも消防団員の確保を目的に団員の報酬・手当の改善、装備の充実を図る目的で改正を行うものでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

施行期日は26年4月1日とさせて頂いております。

以上、条例改正の説明を終わらせていただきますが、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今回の消防団のこうした費用弁償等の改善は、国をあげて消防団の充実強化というふうなことで、国でも予算措置を結構講じてやってきたものだと思っております。そのわりには、費用弁償の引き上げも月々に換算すれば、団長あたりだったって、500円程度、団員に至っては本当に200数十円程度の引き上げというふうな点で、非常に入れて行こうというふうな割りには、費用弁償も安い。もう1点は費用弁償の点で、400円の値上げって何なんでしょうって、基準はどのようにして引き出したものか、わかりませんが、私はいつもこの費用弁償は、有事の際の消防団の活動内容には相当こう、高まってきているというふうな観点から、費用弁償は引き上げなさいというふうなことをずっと言ってきました。それで、例えばいろんな審議会がありますけれども、その人たちの日額というのは、これはデスクワークと言え悪いですけれども、そういった中で、やっぱり6千円ぐらいがほとんど基準になっているわけです。しかもその会議の時間というのは、2時間とか3時間がせいぜいのところのそうした会議に出席した場合の報酬、費用弁償は、大概6千円ぐらいに設定されているわけですが、消防団に至りましては、この前後、有事の際の出動、前後をかけた、まず4時間、5時間というふうなことが普通に行われている、そうした活動内容に対する費用弁償が、まず改正をして400円アップの4,400円というふうなのは、やっぱりこれは低すぎる、というふうなことがありますので、是非これは今後とも、検討して頂きたいと、いうふうなことを申し上げたいと思います。

それから、もう1点、これは全ての団に共通して行われているのかどうか、わかりませんが、ある団では、いわゆる団員に支給された報酬の中から、いわゆる団としていろんな競技会での訓練大会とか、いろんなことがありますけれども、そうしたところに出す、ご芳志でも無いですが、そういうふうなものだとか、団としての組織の運営上、交際費のような、そうした部分に当たる費用を捻出するために、団員からの報酬から相当の額を、いわゆる取り立てるという表現は悪いですけれども、そういうふうに行われていると、いうふうなことがあります。非常に不当だと、あるところでは、この3万円の報酬から1万7千円も引かれるのだと、いうふうな話を聞いております。これは全ての団に共通したことでないかもしれませんが、何と申しても、慣例で比較的いろんなところで行われているのではないかと、いうふうなことも指摘されております。そういうふうなことがもし本当にあるのであれば、これはやっぱりちょっと、問題だなというふうなこともあります。もしそういうふうなことが今後とも行わなけ

ればいけないし、続けざるを得ないというふうなものなのであれば、団組織活動援助費というふうなものとかで、補てんしていくことも考えたらいかがかなというふうなことを提案したいと思います。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○総合防災課長（進藤久） まず1点目の報酬のアップの件でございますけれども、現時点で、秋田県内では年報酬或いは費用弁償共々に1番高い報酬になってございます。ただ、国でお示しいただいているように、費用弁償につきましては7,000円という数値が出されておりますので、いきなり全国一斉にこの7,000円に上げるといったことは、多分無理だろうと思われまして、今さらに県内でも状況を県で掌握しております。おそらくこの当初予算に計上するところはこの大仙市くらいかと予測しておりますけれども、一つには地域のバランスを整えながら、調整をはかりましょうよ、という言葉が指示いただきました。と申しますのは、大仙、仙北、美郷支部がございまして、今現在の費用弁償につきましては、この支部管内全部4,000円で同じ金額で統一されております。お隣の大仙市が4,400円に上がったことによって直ぐ、仙北市が上がるということはまだ情報をいただいておりませんが、やはり近隣の相場同等の金額を保つためにも、やはり協議をしながら、段階的にこのあと、その7,000円に近づけるように上げていくことが肝要かと思われまして。

次に2点目の、いわゆる報酬を、それぞれの支団或いは分団で一部ストックして、そして自分達の活動に、活動と言っても多分ですえ、実態は様々な新年会とか、出初式の終わったあとの慰労会、そういったものに充てるということで、大体は忘年会を含めた飲食費として充てる為の、というようなことを伺っておりますが、これにつきましては実態を我々で完全に把握していることは全くございません。全くその団にかかる運用のものでございまして、そういったものを工夫をなされて、出やすいようにという形で集めているものだと思われながら把握しておりますが、そういったところにつきまして、団員の様々な意見をこれから拝聴しながら、その団にそういった実態を把握するくらいしか我々はできないと思っております。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） 良いですか。ほかにございせんか。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 私の方からはお礼です。年内に予算に組み込まれないかなと半分諦めていたので、今回1割アップしていただいて、大変に嬉しく思っております。ありがとうございました。

一般質問で市長の方からも、段階的という話があったので、また1年後是非よろしくお願いいたします。

それから大仙市はまだ良い方だと思います。確か全国平均で2万ちょっとか、2万2千円かそれくらいだったと思うので、それに比べても良い方ですし、ただ調べてみたら、報酬をゼロにしている自治体も確か29ぐらいあったと思うんです。国の方で今度は、そういう自治体は名前を公表しますって、何かそういう打ち出しだったので、そういうこともあったので、そういう自治体は今、大変な状況になっているじゃないかなと思います。今後ともいろいろ考えていただきながら、より良い方向へ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 費用弁償といういのは関係あるのかどうかわかりませんが、消防団の活動の中に、各地域の企業の協力をもらうという、協力企業の中に消防団員として、活躍している人、これは現在いるもんだしべ。それで、この協力会社でこういう消防団の決まった計画的にやるものについては、これは会社の勤務の関係で、いろいろ調整してくれている会社なんてあると思いますけれども、緊急の場合に、協力会社の団員が出動してくるということ、要するに会社のかなりのご理解がなければできないと思いますけれども、これまでにそういう分野においての実績というものはあるものでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） これも企業からの具体的に、今日、出動するよと言った報告件数といった報告をいただいた統計はございませんが、いずれにいたしましても、有事の際に、その地域において、団員の方々につきましては、要請がなされますので、その中で、最寄りの何々部、或いは班を出動しなさいという、上からの部分で連絡が行って出動されるような体制になっていると思います。その中で我々の方に報告が来るのは、何の誰それ、何日に出動いたしましたというような報告をいただいているのを把握しているだけですので、その中に今言った、事業所の協力、事業所の中に入っている方がい

るのか、いないのかといったところは、ちょっと把握していないのが実情でございます、このあとそういったところも少し統計的に調べて参りたいと考えております。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） ちょっとわかりずらいですけども、報告あったということで処理しているということだんしかな。

会社の方でなくて、個人で、その実績というのはどのくらいあるものだしかな。個人の何というしかな、申告に基づいて。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○総合防災課長（進藤久） 先ほど個人でと申し上げましたが、申し訳ございません。正確には各支団から、今月いついつ、何の誰それが、何日に出動したという出動記録を報告いただいております。そしてそれに基づいて、ただ今の災害の場合は4,000円、或いは3,500円の部分を報告するというような形で、費用弁償を支給するような形をとっております。ですので、その中に事業所の協力員の中に位置づけられているよといったところがなかなか把握できていないところが。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○総務部長（元吉峯夫） あのですね、今、何か災害とか訓練とかあれば、支団の方から第何分団の何の誰それと全部、個人名が付いて何時から何時までそういう勤務に着きましたという報告が毎月、上がってきます。その分の人達の分をきちんとそちらの方々へお支払いするような手続をするためにそういう照合をしているんです。実際に何分団の誰それさんというところまでは我々全部把握しております。今、課長がちょっと、その人がどこの会社のところまでというところを、実は私も課長もそのところまで詳しく知らないという話しでありまして、調べれば、その人は会社の人で、勤務時間だったけれどもきているというのはわかります。それはわかります。ただいまちょっと、その資料を持ち合わせていないということですので、実際にその業種の方にもよりますけれども、整備工場の人とか、そういう方々というのは勤めていても、やはり事業主さんの了解をいただいて、火災があればやっぱり駆け付けてきますし、何かあればそういうふうに出動していただいております。ただ、やっぱり会社さんによっては、業種によってはなかなか抜けられない場合もありますし、出張でいなかったとか、そういう方々もおりますけれども、ですから皆さんが100%来ていただけるかということそれはやっぱり実態としてサラリーマンという実態からして、ちょっと難しい部分もあるのかなという

ふうに思っておりますけれども。何人の方からはこういうふうに来ていただいているというふうに私どもは思っておりますけれども。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） さっき最初に話しをしたんですけれども、消防団の活動として計画的にやるものについては、これは会社の協力会社として、登録になっていけばそれはいろんな話しができると思うんです。問題は、緊急出動時の時に今、部長が言われたとおり、サラリーマンでどっかいろんな仕事で出張とかで、実働できないんですけれども、そうでなくて、常に、ここに勤務をして、出動できるような体制の分野については、やはり協力を貰っているということですね。今言ったことはね。そこが非常に大切なところであって、それについても費用弁償は出していると、そういうことなんですね。

はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑ございませんか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 先ほど佐藤委員の方から質問があったのですが、本来はこの費用弁償が直に団員に行くのが普通だろうと思うんだけど、実際の中ではそういかない、ということはやはりポンプ操法の競技大会だとか、あれは特殊なもので、ホースも競技用のホースを買うんですよ。それぞれの団員の中で。団で。それに何十万とかかっているんですよ。1か月も練習する。高いんだよなああのホースが。そういうことでやはりなかなかこの費用弁償そのものを団員に直接行かないというのが現実な訳な。我々も消防やってわかっているんだけど。だからそういうところもやはり良くこちらの方で、本部の方で把握をしながら、やはり指導というかな、やっぱり何と言っても大会となるとやはり、（聞き取り不可能）そういうところにやはり経費というのが非常にかかっているんだな。だからなかなか台所は非常に苦しいと思う。各団の方でも。そういうところも良く頭の中に入れておきながら、今後の指導的な立場の中で指導していただければ良いのかなと。やっぱり本来のホースそのものの、現場で使うホースで戦わせれば何も問題は無いのだけれども、やっぱりそこには規則、規定が何にも無いんだよな。すればやはり、軽くて（聞き取り不可能）ホースを使うんだな。そういうところでやはり団での苦勞している面もあると思う。だからそういうところもちょっと頭に入れておきながら、今後、団の指導をしていただければなど、そう思います。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ただいまの提案と申しますか、指摘は非常に大事な話だと受け賜ります。先ほど申しました昨年の11月に様々なご意見をいただいております。今のホースの問題も、それからズック、手袋、そういったたぐいの細かい要望もいただいております。こうしたものを幹部と一緒に市の方で資機材の確保という観点から検討して参りますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） 良いですか橋本委員。

○委員（橋本五郎） はい。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がなければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に議案第13号、大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第13号、大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の23ページから27ページまでになります。

本案は、国家公務員退職手当法及び同法施行令が改正されまして、国家公務員においては、早期退職募集制度が導入されておりますが、地方公務員においても、同様に早期退職募集制度の導入が求められていることから、今般当市においてもこれまでの勸奨退職制度を廃止しまして、早期退職募集制度を導入することとし、対象となる職員の範囲

や募集する人数、期間、その他手続きや公表についてなど、募集に関し必要な事項を定めるもので、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） この何と言いますか、退職の関わりなんです、これはどこの職場でも或いは特に公務員なんかはそうであったと思われそうですが、勧奨するということは、ただ普通退職するということとは大分この、特別優遇だとか、あったと思いますけれども、今回のこれは、ここの名前を変えることによって、その辺は無くなるということ何ですか。そこをちょっと聞きたい。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 今般の改正と申しますか、導入によりまして、まずその人を特定しながら、まず勧奨、いわゆる肩たたきというか、退職を勧奨して来ましたが、今回のこの制度については、一定の要件を提示しまして、その要件に該当する職員を募集すると、いうふうな形でございます。実は大仙市になりまして、現在も退職の要綱がございまして、実は現在、55歳以上の年齢の職員に対して、その制度を適用させていただいてございます。内容については、その特定の職員に退職の勧奨をするのではなくて、実は55歳以上になった職員について、ある程度の年齢になりましたので、逆に退職されたい方については申し出てくださいますと、いうふうな形で、その申し出た方について、今、勧奨をして退職していただいているというような制度をとってございますので、今回、この制度を導入することについては、これまでとある程度同じような形で、退職、一定の年齢になれば、退職優遇措置を受けた上で、退職できるというふうな形でございますので、よろしく。そこら辺はあまり変化が無いというふうなところでございますけれども、実際は、その人を特定しながら、肩たたきをするというふうな……。

違いの部分は、今回の改正で、うちの方でこの制度の導入によりまして、加入しております総合事務組合、いわゆる退職手当組合の方の制度も改正になりまして、勧奨退職の場合は、1歳につき2%加算でございましたけれども、今度、この制度の導入で、3%加算とするというふうな改正も行われております。退職される方については、若干、優遇が増えるというふうな状況にもなっております。以上でございます。

- 委員長（金谷道男） はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） 確認ですけれども、勸奨じゃなくて、今言った早期退職で退職した場合は、現行よりも優遇面では0.1%、退職手当が多くなるという考え方だんしな。
- 委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。
- 総務課長（伊藤義之） 自身の自己都合退職と勸奨退職ではかなり違います。ちょっと率については今ちょっと資料を持ち合わせていないのですけれども、実際は、2割ぐらいは違ってきます。支給率については後ほどお渡しできると思いますけれども、実際の支払い金額については、普通退職と勸奨退職についてはそれぐらいの差はございます。
- 委員長（金谷道男） はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） なんかそういう話を聞くと、勸奨でやればおが払わねばいけないから、早期退職ということで、自己退職と、いうことにしたんだが。早期退職と自己退職とは違うの。同じだしべ。
- 委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。
- 総務課長（伊藤義之） 違います。あくまでもその……。
- （「資料を出してちゃんと説明した方が良い」と呼ぶ者あり）
- 委員長（金谷道男） 休憩します。

休憩（午前11時03分～午前11時04分）

- 委員長（金谷道男） 会議を再開いたします。
- 職員の退職に関する資料を後ほど提示していただくということでよろしく願いいたします。
- ほかに質疑はございませんか。
- すみません1点だけやらせてください。
- 条例なので退職勸奨が今度、無くなるということで理解して、退職金のことも良いです。前の退職勸奨の時には、それを受けなかったことによって人事上の不利益をしてはならないという規定があったはずですが、実はこれについて言えば、（聞き取り不可能）それは無いということが前提だというふうに理解して良いですか。これもかなり2項のところを見ると、（聞き取り不可能）ある一定の人数をやれるという手段も、この条例案の中にあるようなので、実は私、これをどっかに付けておくべきものではないのかな

と、という思いがちょっとあったものですから、確認の質問をさせていただきました。
やはりこれもややそれに近い部分が実は2条の2項あたりを使うとなるし、後ほど再募集のこともあるので、そこら辺を十分に配慮して運用して欲しい条例だなというふうに感じますので、十分、そういう点を配慮して運用してもらえるように、私ども議会としてもそれを見ないといけないことと思いますが、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですけれども、休憩いたします。

休憩(午前11時05分～午前11時16分)

○委員長(金谷道男) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に議案第14号、大仙市公益通報条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長(伊藤義之) 議案第14号、大仙市公益通報条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書28ページから32ページまでになります。

本案は、市の事務事業や当該事務事業に係る受託業務、指定管理業務において、市の公益を害する事実を早期に是正し、もって市政運営の公正性の確保と透明性の向上及び市民生活の安定に資することを目的に制定するものであります。

条例においては、公益通報の基本的な事項を定めるほか、公益通報者の保護に関する事項、公益通報の調査及び審査にあたる公益通報委員会の設置、是正の措置、処理状況の公表等に関して規定し、実効性の確保を図る内容としてございます。

平成26年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 市で作ったこの公益通報条例に該当するこれまでもその範囲というか、通報、この条例に適用させたいと思うような通報はいろいろ今までもあったように思いますけれども、具体的にどのような通報に対してこの条例を適切に適用させて行くというふうに考えているのでしょうか。ちょっと具体例を教えてくださいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） これまでは条例では無く、要綱の方で市職員に関する公益通報というふうなものを定めておりました。これについては市職員のうちで法令に違反するような行為、或いは、違反しそうな行為について、通報して職員の、通報した職員の身分を守るというふうなものでございましたけれども、実際の公益通報はございませんでした。今回、これを条例にしたことにつきまして、その範囲を、通報できる範囲を市職員それと各種事務事業を委託する事業者、指定管理をお願いしておりますので、会社並びに役員等に従事している方も対象になってございますので、そういった会社について何かしら違反しているものが出てくるとすれば、そういったものについて調べることになろうかと思っておりますけれども、ちょっと今、具体的にどういったものがあるかというふうな部分については、ちょっと出てこないところでございますけれども、そういった情報を寄せていただいた場合には、積極的に調べて参りたいと、当然でございますけれども、調べて参りたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） いろんなケースがあり、なんでもありという条例なんですけれども、基本的には、ちょっとこういうケースが該当するのかなと思っておりますのが、例えば介護事業所が介護保険の不正請求をしていて、それを例えば内部告発、例えば介護保険事務所は広域になっていきますけれどもね、例えばそういう介護保険事務所にそういう不正がありなすよという、実名で通報いただいた場合、というようなケースも、広域ではこのような条例を作っ

ておりませんが、このようなケースに該当するのかなというふうには思っておりますけれども、基本的にはここにありますように、違法、不法なものについては何でもという事で対応するというような条例のつくりになっています。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ法令に反するようなことを行っている事業所なんかも含めて、通報があった場合という、これいろいろこう審査委員会というか、そういうふうなものも設置してやっていくというふうなことのようですけれども、いわゆる処罰というか、そうしたことに関する規定というふうなものは、この条例の中で行っていくものなのか、どうか、そこら辺。

税制措置というふうなことで、これは勧告とかその程度なのかどうか。その辺。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○総務課長（伊藤義之） いずれ職員については、当然に罰則規定がございますので、それに照らし合わせて、当然に処分するべきものだと思いますし、事業所においても、やっぱりそれを所管する担当課の方で対応については考えるべきものだと思います。

また、当然に法令に違反した場合には、その法令自体に罰則規定もございますので、そういった形の対応になろうかと思えます。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） まず公益通報窓口の設置はどこになるんですか、これ。

○総務課長（伊藤義之） 総務課が窓口になります。

○委員（鎌田正） それで、窓口は総務課だんしべ。それから適切に処理するために大仙市公益通報委員会を設置する、これは誰が任命するものだしか。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 委員会の委員につきましては、……。

○委員（鎌田正） こういったのは検討してなかったんだ。

○総務課長（伊藤義之） いえ、副市長と教育長って、あれ、どごさ書いてあった。

任命は市長になります。

○委員（鎌田正） 例えばしよ、例えば市に不利益な職員がだしよ、これはおかしいよと、いう通報した場合に、市長がこういった、こういう通報委員会を設置するというのはおがしいものでね。

通報された自分の都合の悪いことをよ、その委員会の委員を設置して、その通報者を抹殺

するわけでは無いけれども、これはもっと第三者でこういった、公益通報委員会というものを設置しなければ無意味なものでね。何たものだしか、そこのあたりは検討したことは無かったものだしか。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 明らかに法律に違反している部分については、もう捜査当局というのはまた別にありますので、違反するかどうかという部分、当然、委員会で協議した上で、法律に違反するような部分があるとなれば、当然そちらの方の法律の専門家に相談することになるかと思えますけれども。明らかに違反している部分については、警察当局とか、そういった方に行くのかなというふうなことで考えてございました。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 明らかにそうだとすれば当然、そうで良いんだのも、第1回のそれ、違反だか、違反で無いか簡単に言えばしよ、そういうものを作る委員会を受ける方の任命者が、簡単に言うと、ざっくばらんに言うと、通報された人が、受けた者が自分でその委員を指名して、副市長と言えども、教育長と言えども任命して、その委員会にお任せするというのは如何なものかというやつ。逆に言えば第三者、例えばだしよ、例えば議会であれば議長とか、或いは第三の監査委員だとか、そう言った人間がよ、この委員会を設置するというのは良いのも、これを市長とか副市長とか委員を任命するというのは。それは書いているんだしか。9条の2項で受理または不受理の判断、調査これはやっぱり第三者で通報委員会というものを作っていかなければ、何かおがしくなるんでねしべか。そうでねが。俺言っていること違うかや。

○委員長（金谷道男） 暫時、休憩します。

休憩（午前11時28分～午前11時29分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） ただ今の鎌田委員のご質問でありますけれども、委員会につきましては、規則で定める内容となっております。議案については、申し上げましたように、副市長とか、教育長等が委員になる予定でございますけれども、ただ今のご意見を参考にいたしまして、もう一度部内で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） この条例を作るとき、ここまで上げてきてよ、あとは規則によって我々のわからないところどうやむやにしてしまう、あとは市長とか副市長で決めるというのは如何なものかと思えますけれども、規則もちゃんと載せて、この条例は皆さんどうですかということになればそれはそれで検討できるけれども、ただこれだけ載せて、規則はあとでうちの方で検討しますよ、では如何なものですか、この条例の提案の仕方は。総務部長どんなものですか。

○総務部長（元吉峯夫） いずれ条例では本則的なものを定めて、細部については規則でということでも今回も作り込みさせていただいておりますけれども、今、鎌田議員がおっしゃっているとおり、委員会の関係については、やはり原案として市の内部で検討するような形になっておりますので、その点についてはやはり鎌田委員のご指摘もごもっともな点もあると思っておりますので、その点については今一度ちょっと検討させていただきたいと思っております。

今回の規則はその部分だけでは無く、ほかにいろいろな手続的なことも定めておくこともございますので、ただ今ご指摘のあった委員の関係については再度、ちょっと私の方の内部の方で検討させていただきたいということでご了解いただきたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） これ以上言えば、同じ事の繰り返しだからあと喋ることは無いんですけども、やっぱりこんな条例を作る時にしよ、規則も必要だとすれば、そこまで検討して条例は良いよと、議員で可決していかなければ、あとの細かい点は、こんなはずではなかったよなという条例では困るのでは無いかかと、私は思いますがけれども。それで後からと言え、これ以上何とも言いようが無いけれども、如何なものでしょうな。これを特別反対すればよ、困るべから反対はしないけれども、実はこういう仕掛けの条例ではやっぱり議会がちょっと軽視されているのではないのかな、私はそう思います。

○委員長（金谷道男） はい、委員のみなさんほかに。

暫時、休憩いたします。

休憩（午前 11 時 33 分～午前 11 時 43 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたしました。

今、規則に委任する部分について、公益通報委員会の設置についての部分について、委員からの意見が出ておりますので、その件に関して部長の方から答弁をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） ご質問のありました公益通報委員会につきましては、条例の規定を受けまして規則で制定させていただきたいと思っておりますので、思いますけれども、その構成の委員の内容につきましては市長が委嘱いたしますけれども、市職員のみならず、委員会の公平性が保てるように、外部の委員を委嘱するような形で進めて参りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに木村議会事務局長。

○議会事務局長（木村喜代美） 議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち議会費に係る補正予算について、ご説明いたします。

資料No.2の3月補正予算書、及びA3横の補正予算概要を合わせてご覧願ひます。

補正予算書につきましては21ページになります。補正予算概要につきましては2ページになります。

最初に、1款1項1目7事業、議員報酬・期末手当及び共済費につきましては、523万1千円の減額補正をお願いするものであります。

これは、議員報酬額を25年度は減じていることによりまして、議員共済費の基準となります「標準報酬月額」が下がることに伴いまして、「共済費」523万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、1款1項1目10事業、議会活動費につきましては133万4千円の減額補正をお願いするものであります。

これは、昨年改選に伴いまして、政務活動費の前期分におきまして、精算がなされております。その精算によりまして返還されました額、133万4千円の減額補正をお願いするものであります。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第30号、平成25年度一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課関係について、ご説明させていただきます。

補正予算書は23ページ、補正予算概要3ページから4ページになります。

地域雇用基金につきましては、大仙市経済・雇用・生活緊急対策本部第5次計画に基づきまして、国や県の雇用対策に係る交付金等を活用して雇用してきました消費生活相談員や学校生活支援員等の雇用の継続や市の重要施策における人員を継続的に雇用する財源に充てるため、積み立てたものでございますけれども、平成25年度は4ページの中段の事業概要に記載のとおり、消費生活相談員、心の相談員、家庭相談員など41名の方々の賃金に対し、5,225万円を充当してございますけれども、平成26年度当初予算においても市の重要施策における雇用者39名分の賃金5,120万8千円に係る財源として充当いたしたく、今般、5千万円積立しようとするものでございます。

以上、総務課関係についてご説明申し上げましたが、よろしく願い申しあげます。

以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に佐藤部長待遇兼財政課長。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） 財政課の関係についてご説明申しあげます。

1ページをお開き願いたいと思います。歳入の関係であります。

地方交付税は、2億4,902万円の計上であります。内訳としまして、普通交付税が1億9,203万5千円、特別交付税は5,698万5千円であります。

前年度繰越金につきましては、1億3,205万1千円の計上であります。24年度から25年度に繰り越されました実質収支額は、6億4,133万5千円であります。資料に記載のとおり今回の補正で繰越金につきましては、全額、予算計上をしたものでございます。

歳出の関係です。財政調整基金積立金、公共施設修繕引当基金積立金、長期債元金償還金につきましては、事業説明書で説明いたします。

この5ページには減債基金積立金が利子分の積み立てで1万3,000円の補正。それから長期債利子償還金につきましては、24年度許可に係る借入額が確定しましたので、当初計上額との差額5,400万円を減額補正するものであります。

6ページをお願いいたします。

財政調整基金積立金の補正であります。補正額は1億5,000万円と利子53万7,000円の補正であります。併せて1億5,053万7,000円であります。25年度におきましては、当初予算にて1億円、今回の補正で1億5,000万円を併せて2億5,000万円の積み立てになります。真ん中の表に記載しておりますけれども、平成25年度末残高は、26億5,615万5千円あります。

次のページをお願いいたします。7ページになります。

公共施設修繕引当基金積立金につきましては、今回、5,000万円と利子3万5,000円の積み立てであります。これによりまして、25年度末残高は、2億0,009万円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。8ページになります。

長期債元金の補正であります。補正額は1億5,391万2千円あります。

内容は3つあります。まず一つ目は、借り換え債発行による繰上償還であります。民間資金借り入れの市債のうち、交付税の算入のないものにつきまして、今回、県の市町村振興資金から無利子の借り換えを実施いたします。これによる繰り上げ償還額は、4,858万4千円あります。利子の軽減額は233万4千円の見込みであります。

次に、二つ目としては、任意の繰り上げ償還としまして、来年繰り上げ償還するものを1年前倒しをして繰り上げ償還を実施するものであります。これによりまして26年度の決算におきます実質公債費比率を改善するために今回、実施するものであります。繰り上げ額は1億495万3千円あります。

次に、三つ目としては、転貸債に係わる繰り上げ償還であります。

16年度に、「ふるさと融資」を活用して資金を貸し付けしているものにつきまして、相手側から繰り上げ償還の申し出ありましたので、今回、これを受けまして繰り上げ償還をするものであります。繰り上げ額は、37万5千円であります。

簡単ですが、以上が財政課の補正予算であります。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の補正予算をご説明いたします。

資料につきましては、資料No.2の平成25年度3月補正予算書をご覧ください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

（資料についての要望が大野委員よりある）

○委員長（金谷道男） 今日、ここの場に来て、渡された資料で説明されると、初めて見る資料になってしまう。もし、今日、この場を出していただける資料があるのだったら事前配布で、事前に見て来れるように、やって欲しい、という要望だと思います。私もそう思います。でなければ前の資料で説明して頂くと、ということで取りあえず説明のところまでは、お昼前にとっておりますので。取りあえず進めてください。

○管財課長（舛屋博之） そういうことで3月補正の補正予算書ということで、資料No.2、歳入の部分でございます。ページは、17ページであります。

中ほどにあります、土地売払収入の減額補正の分であります。

減額補正の額は4,286万5千円の減額補正となっております。

内訳につきましては、土地売払収入の当初は、仙北地域の旧大和田工業団地用地をはじめ、市有地の3箇所の部分の売却見込額を予算計上しておりましたが、旧大和田工業団地用地につきまして、昨年、公募型プロポーザルを実施しましたところ、申込者がなかったことから、この土地売払収入について、大幅な減が見込まれることとなったものであります。これらの状況や、今後の収入見込がある程度立ちましたので、今回、この金額を減額補正するものであります。

続きまして、同じく19ページをご覧ください。

上から2番目にあります、分収交付金3,264万4千円の補正であります。

今回の分収林の箇所につきましては、西仙北地域が6箇所と協和地域1箇所であります。分収の内訳につきましては、官行造林をはじめ、県行造林及び公社造林となっております。

分収割合につきましては、それぞれの契約によりまして、5割、3割、2割となっております。なお、西仙北地域のうち、大沢郷地区の2箇所については、旧大沢郷財産区分であるため、大仙市と大沢郷財産委員会との契約及び覚書などによりまして、その収入額の9割を地元の財産委員会に交付することとなっております。詳細につきましては、のちほど、歳出の方でご説明いたします。

次に、歳出に移ります。ページは、22ページをお願いいたします。

2款1項4目10事業、庁舎管理費でございます。補正額は432万3千円であり、その内訳は、需用費であり、各庁舎の電気料と燃料費の不足分の補正でございます。

次に、財産管理費の補正については、別の資料でご説明いたします。資料については、平成25年度補正予算（案）3月補正、資料No.2-1の「主な事業の説明書」をご覧ください。ページは、1ページであります。

財産管理費の補正でありまして、補正額は330万2千円であります。3番の事業の概要であります。今回、西仙北地域の旧大沢郷財産区より市が譲渡を受けました分収林の一部が売買されたことから、契約並びに協定書及び覚書に基づきまして「大沢郷財産委員会」へ収益の一部を交付するものであります。上段の方は、大仙市大沢郷宿字キツガ沢にある官行造林でありまして、交付額は312万3,225円あります。

下段の方は、大仙市正手沢字水上ノ沢とありますが、訂正をお願いします。水上ノ沢の「ノ」、カタカナのノを削っていただきます。

正手沢字水上沢については、公社造林、秋田県林業公社の造林であり、交付額は17万8,200円あります。これら合計の交付額は330万1,425円あります。

補正額の財源内訳については、その他財源が330万2千円であり、先ほど歳入でご説明しました、分収交付金であります。

以上、ご説明いたしましたが、よろしく願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明の途中でありますが、昼食のため、この際、暫時休憩いたします。

休憩（午後0時02分～午後0時58分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計補正予算の説明を続けます。次に進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） それでは総合防災課所管分についてご説明申し上げます。

資料は始めに、補正予算書の29ページをご覧ください。

9款1項1目51事業、大曲仙北広域市町村組合消防費負担金の減額補正でございます。消防車両更新事業の事業費確定に伴う、消防費にかかる広域負担金の実績見積もりが算出されたことに伴いまして、負担金の減額補正を行うものでございます。

1,261万1千円を減額補正するものでございます。財源内訳につきましても起債額440万円、一般財源821万1千円の減額を行うものであります。

次に60事業の防災対策費負担金のうち、これもまた秋田県総合防災情報システム整備事業費負担金について事業費が確定し、平成25年度分の県への負担金が減額になったことから負担金の減額補正を行うものでございまして、278万8千円の減額補正をお願いするものであります。財源内訳につきましても同じように起債額280万円の減額、一般財源1万2千円の増額になるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（金谷道男） 次に柴田会計管理者。

○会計管理者（柴田敬史） それでは会計課所管分を説明させていただきます。

補正予算書の32ページをお願いします。91事業、一時借入金等利子、200万円の減額補正のお願いであります。

25年度は予算規模が大きいこと、また、市街地再開発事業など大型の支払いがあることから、早い時期から支払資金が不足しております。これから3月、4月とピークを迎える訳でありますけれども、一方で借り入れるための利率は低い水準のまま、推移しております。不用額をできるだけ抑えるということで、低い利率で再計算したもので、減額補正をお願いするものであります。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） それでは選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。補正予算書の23ページをご覧ください。

2款4項11目10事業、大仙市議会議員一般選挙執行経費についてであります。

平成25年9月22日に執行されました大仙市議会議員一般選挙の執行経費の精算に伴いまして、未執行の予算2,191万3千円を減額するものであります。

この度の補正は、物件費についてでございまして、人件費の職員手当等につきましてもすでに精算が終了いたしておりまして、未執行の予算366万6千円につきましても、

25年11月28日提出の「平成25年度大仙市一般会計補正予算第5号」により減額補正済みでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論及び採決については、10日、月曜日に市民部と一緒にを行います。

○委員長（金谷道男） 次に議案第62号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） それでは、議案第62号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

資料「No.4」の補正予算書の8ページをお開き願います。

中段に国庫支出金がございます。

14款2項8目1節の消防費国庫補助金でありますけれども、今回、説明の方に記載してございますけれども、防災情報通信設備整備事業交付金でございますけれども、国の消防庁国民保護防災部所轄の補助金でありまして、平成25年度補正予算（第1号）による補助採択を受けまして行う事業でございますけれども、1,795万5千円を補正し、総額2,588万9千円とするものでございます。

この事業でございますが、全国で61市町村が交付決定を受けまして、秋田県では大仙市のほかに、大館市が事業採択を受けてございます。2団体でございます。今年の2月14日に申請いたしましたところ、同月の21日付けで正式に1,795万5千円の交付決定通知をいただき、この度の追加補正をお願いする運びになったものであります。

この事業の内訳でございますが、もう一つの資料の事業説明書をご覧くださいと思います。1ページになります。

防災情報通信設備整備事業費でございますけれども、新規事業として歳入で受けました1,795万5千円の補正でするものでございます。

事業の目的であります。例えば、最近の北朝鮮のミサイル発射情報などの国民保護に関する情報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報などのいわゆる緊急情報を市町村等に瞬時に伝達する全国瞬時警報システム、通称 Jアラートと呼んでおります。この情報を直ちに市民に伝達するための装置であります。

こうした緊急情報の市民の伝達方法につきましては、現在 3, 405 名の方々が登録している携帯電話やパソコンにメール配信する「防災ネットだいせん」、また、来年の、いわゆる 27 年 8 月に開局予定をしておりますコミュニティ FM 等になりますが、人の手を介する事なく、自動で起動し、国等からの受信した緊急情報を瞬時に市民に伝達するこの自動起動装置の整備を行うものでございます。この自動起動装置を導入することによりまして、職員が不在の例えば深夜とか、あるいは土日、そうした際にも市民や消防団、自主防災組織の役員の方々に、こうした防災関係者へ情報伝達が瞬時に伝えることができるようになります。そうしたことから公助だけによらずに、自助、共助の力による防災体制の強化が図れるものと期待しております。

この事業でございますけれども、年度末の事業採択ということございまして、翌年度へ全額繰り越しし、実施するものであります。国からも早めに行うように、せめて 6 月頃には着工するように進めていただきたいというような通知をいただいております。財源内訳につきましては 100% 国庫支出金でございます。

以上、説明終わりましたが、よろしく審議いただきいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） この事業は大変素晴らしいことだし、良いんだのも、いわゆる FM の件、あるいは今の段階で我々の携帯、今はやりのスマートフォンだっけが、それも良く分からないけれども、これをもっとよ、一般市民にも瞬時に通じるようにするっていえば、これからの装置だごとなべのも、登録しねばだめだってごどだしべ。簡単に言えば。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） まさに先ほど説明しました携帯、あるいはパソコン、このものを持っていなければ当然に情報伝達できない訳でございます。従って、昨年の春先ころは、まだ 2, 300 人くらいの登録しかございませんでした。一生懸命に自主防災組

織の立ち上げに関わりながら、必ずパンフレットをお配りして、QRコードなぞると、携帯にピッと登録できますよということを説明しながら、まわって歩かして、ようやく1,000人ほど増えました。約1年間で。このあとも様々な機会を利用して、紙を持ってこれをなぞれば、登録なるよというような形を持って防災教育の際に努めるようにしております。

また、コミュニティFMにつきましては、まさにラジオを媒体として情報を得るような仕組みでございますが、来年の8月に正式に開局する訳でございますけれども、自動的に有事の際にはスイッチが入る仕掛けのラジオを市民の方々に広く備え付けていただくように進める予定でございます。特に弱者と称する方々については、それなりに市で準備して、無料でお配りすることも検討したいと考えております。

また、ある意味では、補助金を活用しながらラジオを買っていただくというようなことも検討しなければならないかと思っております。

自動的に起動する仕掛けが最も普及しやすいと考えておりますので、1年かけましてそういった機械の整備をするようにつとめあげたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今、課長が言ったことは十二分に理解できるんだのも、実際によ、我々携帯を持っていても、ただ受け応えなば当然やれるんだのも、こんないろんな事、やれないから、こういったやつもっと具体的に指導していかなければ、なかなか普及しないのではないのかなということがまず1点。それからそのFMのラジオの件についても、いずれ弱者には補助金あるいは無償提供なるかわからないけれども、そういう方向付けは大変良いことだと思うんだけど、実際にそのラジオもどのくらいになるだが、わからない、ちょっと金額的にはわからないけれども、やっぱりうちの方の委員長が特に主張しているんだけど、そのラジオについてもよ、地元の企業でやれるところがあれば地元の企業で作って、そしていわゆる食べ物だけでなく、いわゆる地産地消みたいな形でやれよような、その製品を作れば一番良いのではないのかなと思うことですので、まずそれはちょっとあんだ担当者でないから何とも言えねたって、企画の方になっちゃうかもしれないけれども、そこたり附近よ、やっぱりただうちの方はこの部分だけの担当だからちょっとそっちはわがらねよと言えあとは何とも言いようがないけれども、全市的にそういったことをやっぱり具体的に部長あるいは課長会議があると思う

から、そういったことを具体的に、これから会議の中で話してもらえればありがたいなと思うけれども、その点は部長、何とと思っているものだしべ。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） いずれFMの関係につきましては、庁内にプロジェクトを作って関係部所の方でいろいろこれからの運営も含めて、それからその今申し上げた資機材の関係についても、いろいろ検討を加えているところですので、その一部所でやるということではなくて、全ての役所の関係のある課に関わるような形で現在進めておりますので、今、鎌田議員からおっしゃられたことを私どもの方から、そちらのプロジェクトの方に申し送りしておきたいと思います。

○委員（鎌田正） 携帯の電話の件だけれども、やっぱり何というかな、我々実際に持っているんだけど、すればどういった方向、やり方というか、どう受信できるのか、そんなことをやっぱり徹底していないんでないかな、おそらくほとんどの人達が携帯を持っていると思うんだよ。おそらく大仙市市内だって何万件ってあると思うんだのも、従ってそこら附近よ、どういった、ただパンフレット配った、それはわかるんだのも、具体的にそうすればどういった形で、そのパンフレットを見ていないから、パンフレットの中さ書いてはあると思うんだけど、これをもっと具体的に普及というか、PR活動していかなければ、なかなか皆さん、特に年配の携帯を持っている人達は理解できないのでは無いかなどという感じがするけれども、何とだしべ。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 先ほどの繰り返しになりますが、私は実際に自主防災組織の防災教育に行く際に、この間も強首に行って参加させていただきましたが、必ず、携帯持っている人、手を挙げてくださいと参加者に問いかけます。そして、その中でメールを使っている方、手を挙げてくださ、というふうにして確認します。そうすると、メール使っていない方々ってやっぱりいらっしゃるんです。特に高齢者の方々。まずメールを配信するためには、契約をしなければならぬ、月額300円の追加料金になります。300円追加していただいて、そして特に防災教育に来る方々って、リーダーの方々が、地域の中のリーダーの方々がいらっしゃいます。そのリーダーの方々、会長さん必ず付けてくださ、とお願いしております。そこにネットワークを作って、その町内に隅々まで、まず一つ我々が一斉に情報が届きますので、そのリーダーがまず最初に確認する、確認したら各屋々を訪問して、そうしてこういう危険があるよと、こういう確認情

報が必要だよと、いう情報を発信するような仕掛けを今一生懸命に説明しております。
先ほど申しましたように、チラシを必ず人数分持って行って、このQRコードをなぞると登録できますよという呼びかけを今一生懸命やっているところです。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 今の鎌田議員のお話と被さる部分があるかも知れないけれども、広報に今までQRコードって何回ぐらい掲載した、広報には掲載していないですか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 年に1回は必ず掲載するように努めています。

○委員長（金谷道男） はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 私も今、この立場になったので、まず広報を依然よりも見るようにはなったのですけれども、多分、大仙市に住んでいる方々で毎回、隅から隅まで全部見るという人は結構少ないのかなと思うんです。例えばですけれども、一番目に付くのは開く前に一番最初の表紙、極端な話しだけれども表紙のど真ん中とは言わないですけれども、直ぐに目立つところに、見やすいようにと言うか、皆さん登録してくださいみたいな、緊急とかみたいな、そういうふうなPRの仕方というか、そういうのもちょっと考えてみても良いのではないかと思います。

○総合防災課長（進藤久） 確かに今までの広報の中には、ページの中に、しかも1ページフルでなくて、半ページくらいというような位置づけでございましたので、頭に付けるというのもこれからちょっと広報担当と協議しながらやりたいと考えてます。今、我々が持ち及んでいるのは、ちょうどホームページの中に入っている、そして（聞き取り不可能）なかなか、一般の市民の方はそこまで行きつける形にはならないと思いますので、いつかの機会を活用して、紙一枚物を全戸配布して、これをなぞれば直ぐに登録なるようなものを配布するようなこともちょっと検討したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（秩父博樹） よろしくお願ひいたします。私自身も少し勉強不足で、先月やっと登録したばかりなので、どうか今後ともよろしくお願ひします。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私はこういう基本的なことも全然わからないことなんですけれども、いずれ自動起動装置を付けることによってJアラートと連携して、その情報が瞬時に伝

わる。その情報の中身というのは具体的に何と何と何が皆さんに一斉に伝わることになり
ますか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 今申し上げましたように、様々な情報が国から入ってくるわけですが、主には国民保護に関する情報ということでございますので、例示でお話したとおり最近ではミサイルが発射されましたよと、というような情報、あるいはいわゆる地震情報に加えて、気象台の方からの大雨とか、土砂災害の警戒情報、ある程度その県エリアを特定いたしますので、全国に一斉に配信なるものもございますし、秋田県だけとか、あるいは大仙市だけに特定してというようなケースもございます。そういったいわゆる重要な情報を自動的に起動して、速やかに配信なり、これまでもそういう情報は平成23年度からJアラートを導入しましたが、その情報を一旦市で受けて、それを今度我々が打ち込んで配信する、あるいは電話をかけて伝えるというような仕掛けになっておりましたので、これが国からの情報がスムーズにそのまま自動的に行くというような仕掛けでございます。補足させていただきますけれども、61団体全国で今回補助金対象になりましたけれども、このうち大仙市が最も大きい金額になっております。つまりFM放送を視野に入れてFMに自動的に行くものをお願いできないかという要望をさせていただきました。他の方では、今言ったネットだけのもので良いというようなことで、これだけで済みますと、1,000万円は下回るような補助金の措置でございます。いわゆる来年度を見据えまして、FMにも自動的に起動できるような仕掛けのものをお願いいたしますというようなことで、事業採択いただいた経緯もございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうした有事の際のすぐ動ける方々、やっぱり共助と言っても、やっぱり消防団だとか、そういう人達の機動力というふうなものに頼らざるを得ない部分もある訳ですけれども、そうした方々は全員がこれに加入してやっていると、いうふうなことに現在、状況はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 残念ながら消防団員、先ほどの1,400名強でございますけれども、まだ未加入でございます。未登録でございます。この間の基礎研修もございまして、その新人の方々には若い方々がほとんどでしたので、強制的に全員これに登録

してくださいとお願いしておりますけれども、今後、消防団の方々には、極力、全員、登録していただきますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そういう観点からしますと、基本的にやっぱりこういう素晴らしい情報設備を使って、やっぱり瞬時に情報を伝え、しかも瞬時に行動が避難行動とか、またそうしたことができるようにするという意味でも、現在、防災につながる機械が利用すべき人が全員が利用できるようにしていくというふうなことでは、強制的に加入しなさいというそれなりのやっぱり、一定の政策としてこれを進めて行く訳ですので、その加入後は市が全部持つというようなことぐらひは、したほうが、例えば弱者に対してはそういうラジオの無料提供とか、そういうことまで考えているわけですので、いずれ消防団、防災組織の方々には、この加入についてはしっかり予算を置いて、全員に持っていていただくという環境を整えていくのが筋ではないかと、いうふうに私は提案をしたいと思います。前向きに是非、今後、検討してみてください。

○委員長（金谷道男） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ありがたい提案でございます。

先ほど申しましたように、ラジオにつきましては今後検討いたしますが、メールにつきましては、いわゆる携帯をまず持っているということが大前提です。あるいはパソコンでも結構なわけです。そういう設備を持っているということが大事でして、今、携帯の普及率はかなり高くなっています。一家に一台の通常の固定電話よりは、むしろ一人に一台というような形になっておりますので、その中に使い方を分からずに登録がないという方が一般的です。先ほど申しましたように、利用料が300円追加になるという仕掛けでございますので、そういったところのお金を調整しながら、とにかくメールを活用し、メールで情報を受けれるような環境を整えるように努めてまいります。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） だから使い方の説明、こういうふうな機械を上手に使える携帯の使い方も含めましてね、やっぱり加入金300円で済むものだったら、その300円程度だったら全員分ね、自主防災組織及び消防団の皆さんにはね、補助したってたいしたことないでしょ、と思うんです。少し前向きに考えてみてください。今後。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫）　せっかくそこまで話しをさせてもらったので、これはできるだけ早く使って貰った方が良いでしょうね。そういうことから今ずっと考えていたわけですが、今3月、4月に入りますと、各単位自治会でも総会の時期なんですよ。それで各支所長さんがたも来ているので、支所長の分野に当てはまるのかどうかわかりませんが、総会にご案内出すところと、出さないところはあるとは思いますが、今回はこういう事情で、特に総会には私の方から出席しますと、そこで説明をして、加入して貰うと、そういう時間ぐらいは取れる総会の中身だと思いますので、一つ、検討課題として一つ考えて欲しいなと思います。

○委員長（金谷道男）　はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久）　ちょうど3月、4月がまさに総会シーズンでございます。実はこれとはちょっと話しが違いますけれども、県の方で土砂災害の危険箇所の説明会、今盛んに歩いております。その説明会の開催につきましても、人がより集まりやすい機会をとということで、自治会あるいは自主防災組織の総会シーズンに出向いて、説明をするような機会を持っています。その際には必ず、今のメールの話しは我々も随行させていただいております。ただそれは危険箇所がある場所だけでございましたので、今後はそれ以外の箇所にも極力、赴く機会を作りまして、資料を持ち寄りながら、進めたいと考えます。

○委員（大野忠夫）　特に自治会というところは、そういうことをやるともうすぐ次の日からバーって広がります。そういうふうに来上がってますので、是非ともそこは活用していただきたいというふうに思います。

○委員長（金谷道男）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男）　この災害情報の伝達って、すごく多重的に一つの方法だけじゃなくて、多重的に行くんだと、せっかくこう良いことをやるので、さっき鎌田委員も言ったけれども、各戸さ、確実にFMがつながる方法ってやっぱり考えて欲しいと思うので、これは財政との問題もあると思うけれども、私は全戸に必ず届くよ、というFMを使った伝達の方法というのは、是非、大仙市で取り組んで欲しいなと、私もすごく思うので何とが防災の方からも、そういうふうに来ていただきたいなと思います。

財政の担当の課長もいたので、考えて欲しいと思います。

ということで、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) なければ、これにて質疑を終結いたします。

討論および採決は、10日、月曜日に行います。

○委員長(金谷道男) 次に、議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各課ごとに行いますのでよろしくをお願いいたします。

はじめに、木村議会事務局長。

○議会事務局長(木村喜代美) 議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算のうち議会費に係る予算につきまして、ご説明いたします。

A3横の平成26年度当初予算概要を使って、ご説明させていただきます。

議会費につきましては後から3枚目でございます。16ページになります。

人件費を除きます議会費全体の予算といたしましては、25年度に比較しまして、294万2千円、およそ1%増の2億8,641万8千円となっております。

これは、議員共済費負担金の増、議会活動費の旅費の増、議会広報発行経費の増等によるものでございます。

それでは、事業別に内容をご説明いたします。16ページの一番上になります。

1款1項1目7事業の「議員報酬・期末手当及び共済費」につきましては、25年度に比べまして127万4千円増の2億6,526万4千円でございます。このうち、「議員報酬」と「期末手当」につきましては、それぞれ条例の本則で定めております支給額によりまして積算しておりますので、25年度と同額でございます。

「共済費」につきましては、共済の負担金率が上がった0.9ポイント上がりましたことから、25年度と比較しまして127万4千円増の7,665万円の計上となっております。

次に、10事業の「議会活動費」は、25年度に比較しまして、60万円増の1,189万7千円を計上しております。主なものは「旅費」、「政務活動費に係る交付金」であります。「旅費」につきましては、全国、東北、全県など、議長会関係分及び各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる分ではありますが、こちらは前年度と同額であります。

新たに、議会報編集委員会及び議会改革推進会議の各委員の研修視察旅費を1人あたり5万円でございますが、計上いたしましたことから、旅費全体といたしまして、25年度に比較して、63万6千円増の660万5千円の計上となっております。

「負担金補助及び交付金」に入ります「政務活動費」につきましては、25年度と同額の504万円の計上となっております。

次に、11事業「議長交際費」は、25年度と同額の90万円を計上しております。

次に、12事業「議会管理費」は、25年度より6万9千円減の338万1千円を計上しております。主なものは、「旅費」、「委託料」、「需用費」などであります。

「旅費」は、職員の随行旅費が主なものであり、新たに議会報編集委員会、議会改革推進会議の研修視察に係る随行旅費を計上したことから、25年度に比較し24万3千円増の138万9千円となっております。

「委託料」は、本会議会議録の反訳委託料であり、97万2千円の計上をしておりません

需用費は、コピー機のパフォーマンス料、その他消耗品等であります。26年度は、前年度の議員改選にかかる経費を減じたことから、33万9千円減の75万7千円の計上となっております。

次に、13事業「議会広報発行経費」は、25年度より113万8千円増の435万円を計上しております。これは、年4回発行する議会報を、市民にとってもっと見やすいものにとの議会報編集委員会からの要請を受けまして、26年度から議会報のページ数を従来より4ページ多い16ページとすることによりまして、25年度に比較し113万8千円増の435万円の計上としております。

次に、50事業「議長会負担金」は、25年度に比較し、1千円減の62万6千円を計上しております。内容としましては、資料記載のとおり、全国、東北、県などに係る市議会議長会負担金等であります。

以上、議会費の26年度当初予算案について説明をいたしましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて議会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） それでは、平成26年度一般会計予算のうち、総務課関係についてご説明いたします。

始めに特別職人件費についてご説明いたします。

No.2ですが、特別職のうち市長及び副市長の人件費として、4,937万円を計上しておりますが、3万5千円減額となっておりますのは、共済費の関係によるものです。

2ページのNo.15ですが、代表監査委員の人件費として、1,274万5千円計上しておりますが、7千円の増額となっておりますのは、共済費の関係によるものです。

次に、一般会計における一般職人件費についてご説明いたします。

予算書の139ページをご覧ください。

一般会計の人件費につきましては、カッコ書きしております再任用職員14名を含めた794名分、カッコは外書きとなっておりますけれども、794人分で6億5,729万5千円を計上しております。昨年度と比べまして、常勤職員で15名減って、1億9,082万1千円の減額となっております。再任用職員につきましては、11人増員しまして4,995万円増額となっております。全体では1億4,687万1千円の減となっております。

それでは資料にお戻り願います。

上から順に説明させていただきます。No.1の産業医報酬132万円につきましては、労働安全衛生法に基づきまして本庁及び各支所ごとに配置してございます産業医に対する報酬でございます。

次に、職員研修及び厚生費の1,764万2千円につきましては、職員の資質や能力の向上を図るために実施いたします。階層別職員研修や県が行います能力開発研修など、各種研修に係る講師委託料あるいは旅費等の経費、及び職員の健康の維持管理を目的とします基本健診や胃部健診に係る委託料でございます。なお、この事業に対しましては、市町村振興協会から、市町村アカデミーでの研修助成としまして9万2千円の財源を見込んでございます。

次に、No.4、行革関連経費の26万8千円につきましては、行革推進会議と指定管理者選定委員会の開催経費としまして、報酬と費用弁償の計上でございます。25年度より1万7千円減額となっておりますのは、平成25年度中に第3次行政改革大綱を策定したことから、行革推進会議の開催が平年の回数に戻ったためでございます。

次に、No.5、総務一般管理費の3,852万5千円につきましては、本庁及び支所で雇用します嘱託職員や障害者雇用及び産休代替の臨時職員賃金、社会保険料が主なものでございます。そのほか、特別職報酬等審議会委員や情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬、職員採用試験関連経費、弁護士相談手数料などがございます。184万円減額となっておりますのは、県外への派遣職員の宿舍の借り上げや業務報告のための旅費を措置したためであります。

次に、No.6、職員安全衛生費の50万円につきましては、職員の安全衛生に対する意識を向上させることを目的としまして、各種事業を行うための経費でございます。平成26年度もメンタルヘルス対策を重点的に各支所ごとに事業を行うとともに、公務災害を防止するための事業を行う予定でございます。

2ページをご覧ください。

次に、No.7、一般管理費負担金の12万2千円につきましては、公平委員会事務を秋田県人事委員会に委託するための委託料、秋田県市町村会館負担金、社会保険協会負担金などがございます。

次に、No.8、でございますけれども、一番右側の段の備考のところを訂正をお願いしたいと思いますけれども、一番下のカッコの「H25予算要求時点の補償額」とございますけれども、「予算要求時点のH25の補償額」に訂正をお願いいたします。H25が補償額の前に移ります。大変、申し訳ございませんでした。

内容につきましては、秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、市議会議員のほか行政協力員や保健推進員など3,634人の非常勤職員公務災害補償に関する負担金388万4千円を計上したものでございます。

次に、No.9、図書購入費及び文書等集中管理費の4,319万円につきましては、本庁及び支所における各種図書購入費、例規集の追録代、コピー用紙等の消耗品の購入代、その他郵便料、FAXあるいはコピー機の使用料、印刷機の賃借料などがございますけれども、行政コストの縮減を図るため、前年度比200万3千円の減額となっております。

ます。なお、この事業に対しましては、県からの移譲事務交付金といたしまして、1万4千円を見込んでいるところでございます。

次に、No.10、法制執務関連経費の333万8千円につきましては、例規集の整備に関する経費で、改正した例規のデータ更新費用あるいは、例規検索システムの使用料となっております。

次に、No.11、アーカイブズ関連経費の730万8千円につきましては、事業説明書の1ページにも記載しております。公文書のうち重要なものを選別して閲覧に供することにより市民の知る権利あるいは説明責任にこたえ、未来の在り方について考えることを目的としまして、公文書館を設置して選別した公文書及び古文書を保存し、市民等の利用に供するほか、これに関連する調査研究を行うことを目標としてございます。

これまでの成果と今後の方向性でございますけれども、旧大曲市の永年保存文書と大仙市の本庁の永年保存文書6,770件、旧中仙町と中仙支所の文書、6,176件、旧太田町と太田支所の文書5,537件を目録化してございます。また、歴史的資料につきましては、市民ボランティアの協力によりまして3万点を超える資料の目録化、あるいはデジタルデータ化を行っており、一部は解読作業まで行っております。今後、ほかの支所における文書を早期に目録化しまして、また歴史的資料についても市民が利用できる環境づくりを行ってまいりたいと存じます。

また、平成28年度を目途に旧双葉小学校を公文書館として改修するため、平成26年度基本設計を行うこととして、191万1,600円を計上してございます。なお財源としましては、半額の95万5千円を社会資本整備総合交付金を見込んでございます。

次に、No.12、行政協力員関連経費の3,947万7千円につきましては、行政協力員885人の報酬及び永年従事表彰の記念品代、広報配布委託料等でございます。報酬につきましては、平等割が1万円、世帯数割が1世帯1千円となっております。なお、この財源としましては秋田県より県広報及び県議会報の配布委託金として196万9千円を見込んでいるところでございます。

次にNo.13、自衛官自衛隊関連経費の7万3千円につきましては、自衛官募集事務に係わる経費で、自衛官採用案内書送付の郵便料等でございます。減額になった分につきましては、平成25年度、大仙市が募集活動重点市でございましたけれども、平成26年度は大仙市が重点市になるため、減額となったものでございます。なお、この財源としまして、国から委託料として5万円を見込んでいるところでございます。

次にNo.14、固定資産評価審査委員会関連経費の6万3千円につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬および研修旅費等でございます。

No.16、社会福祉総務費負担金の11万3千円につきましては、大仙市と美郷町地域の保護司で結成されております保護司会への助成金でございます。

以上、総務課所管分についてご説明申し上げましたけれども、よろしくお申しあげます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 職員の体制のことについて、今回、一般会計における正職員は15人減らして、再任用の方は11人増やすというふうになっているわけですがけれども、11人の正職員の減った部所と、職務はどういう方々が減ったのかどうかというところをまずお聞きしたいと思います。

それから、それでもなお正職員は減っている訳ですがけれども、今後、職員の、配置、部所等で職員を減らすそうしたところは何処なのかと、いうところを聞きたいと思えます。

もう1点は、臨時職員について3千3百数十人というふうな話がありましたけれども、実は国でも問題になったのですけれども、学校の先生方の臨時の教員が、年度末に雇い止めされて、新年度にまた再雇用されるというケースに対して、その雇い止めされて、雇用されるまでの間、保険や健康保険、年金等が国保に切り替えられていたというふうな問題がありまして、これを是正するような通達も入ってきていると、いうふうなことがありますので、もし大仙市において、臨時職員の方々の雇い止めも間もなく再雇用というふうな例があるとすれば、保険、年金の共済の方から出すというふうなことは続けていかなければいけないというふうに思っているのですけれども、その実態があるのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（金谷道男） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 第1点目の職員の減った部分というか、配置のところということでございますけれども、今、人事異動をやっているところでございますけれども、退職者が、定年退職で40数人ございます。今年度の新規採用が20人ほどおります。そのほか、職種替えの職員もございますけれども、実際に減った場所とかという部分につ

いては、今、事務内容を精査しながら、検討することとしてございますので、ちょっとその部分、職名とか、そういった部分はちょっとお答えできる状況にはございません。

2点目の臨時職員の雇用の関係でございますけれども、実際、年度内雇用、臨時職員については年度内雇用というふうなことでございまして、継続して1年以上継続しないというふうなことで、その原則に従って雇用してございますけれども、社会保険等につきましては、現状を見ながら、全くその別の事業に移るとか、というふうな実態であるとするれば、それはまた全然その、雇用期間が切れたものとして扱かわせて頂いておりますけれども、実体的に同じ箇所でもた雇用されるような状況にある場合には、継続して扱わせて頂いております。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そのことはわかりました。

それからもう1点なんですけれども、再任用の職員の、その方々がどういう部所に配置され、職務はというふうになるのか、ちょっとわかりませんが、ある支所の方から意見としてちょっと出されていることがありますので、お知らせしながら考えをお聞きしたいと思います。

支所は、市民サービス課、まあ2課になっている訳ですが、それぞれのところに本庁からの福祉、税務、市民課、それから年金、保険、こういうたぐいの全ての業務が市民サービス課に集中し、いろんな相談に応えなければならないと、いうふうな状況の中で、支所のある一部からは、是非、あらゆる相談に応えられるような、そうした経験の豊富な職員を是非、総合相談所として、配置して欲しいというようなご意見も出されております。そうしたところに、もし再任用の職員の方々などが、適切なマニュアルに基づいて、相談に機敏に対応していただくようなことができないものかと、いうふうなことで、そうした要望をするご意見も内部からある訳ですが、それに対しての考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 伊藤課長。

○総務課長（伊藤義之） 再任用の雇用場所についてでございますけれども、基本的には年金を受給するまでの雇用の場所ということで、内容的にはさまざまな部所を経験してきて、その能力を発揮して頂くということで、総合相談員というふうなことで、そういった部所の配置も十分に考えられるところでございますし、もしそういった職員がおるとすれば、配置したいと考えているところでございます。ただ、しかしながら、先ほど

の予算でも説明しましたとおり、職員が減る状況でございます。従いまして、精力的に事務をこなして頂く職員というものがやっぱり不足して参りますと、当然、窓口業務が滞ってまいりますので、正職員に代わる、いわゆる正職員が今までこなして来た職員、職場について、置き換わるような再任用職員を配置しないと、事務が滞ってしまうというふうな懸念もございますので、今のところそちらの方まで配置できるような状況には無いというふうに今は考えてございます。ただ配置する職場としては、その能力、経験等を活かしていただくために、そういった部分に配置できれば配置したいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はっきり言って支所の方の総合窓口を単独で設置する余裕は無いんだというふうなことを言っているような感じですね。いずれにしても、今の答弁でわかることは、正規職員が足りないので、その代わりをしっかりと行える再任用で賄っていかなければ間に合わないんだと、いうのが実体な訳ですので、そお根底にある、やっぱり職員をね、まだまだ定数を減らしていくという方向に若干やっぱりもう、問題、支障が出てきているのではないのかなと、いうふうに思いますので、これを機会にですね、定数をね、減らすというふうなことを改めるというふうなことも是非、今後考えていただきたいと思います。

それからもう1点は、再任用にこだわった訳ではありませんが、いずれ支所の実体はそういうふうに、非常に2課のもとで、多岐にわたる市民からの要望、相談に応じていくには、総合的にやっぱり応えられる、そうした経験豊富な、また優れたマニュアルを使ってしっかりと対応できる体制が欲しいというふうなことです。是非、その点も踏まえて今後支所の利便性を是非とも市民に立っての利便性を高めていただきたい、というふうなこの2点をご要望いたしたいと思います。答弁は良いです。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて総務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、富樫秘書課長。

○秘書課長（富樫公誠） 平成26年度当初予算に係る秘書課の予算について、ご説明いたします。

資料は同じように予算概要になります。よろしくお願いいたします。

No.1、始めに2款1項15目10事業、秘書管理費になります。

秘書管理費は、市長・副市長の秘書業務に関する経費、旅費等であります。26年度は434万円の計上で、25年度の425万1千円に比較しまして、8万9千円の増となっております。増額となった主な内容ですが、大曲の花火の際にお招きする観覧者用棧敷席の単価の増及び招待マス数の増によるものが16万2千円。それから新規としては、市長・副市長が出張している際の連絡用のために必要となりますタブレット端末1台分で、その備品購入費8万7千円と通信費の2万7千円を計上したためのものであります。

なお、26年度は、秘書管理費の中の全ての科目を改めて精査させていただきまして、印刷製本費、クリーニング代、広告料を25年度の実績にあわせまして、合計で11万5千円増額した一方で、約6割を占めております旅費につきまして、21万5千円を減額、それから大曲の花火の際の来客対応のための食糧費を3万5千円を減額し、タクシー代についても5万2千円を減額した結果、増減の差といたしまして、結果、8万9千円の増となったものであります。

No.2になりますが、15目11事業、市長交際費です。市長交際費は、市長等が市を代表して外部との交際・交渉を行うための経費であります。慶祝、弔慰、協賛等に区分し、毎月の広報に報告させていただいております。26年度ですが、弔慰対象者等が少しずつ減少していることなどによりまして30万円を減額し、400万円を計上したものであります。

No.3ですが、15目50事業、秘書費負担金であります。昨年と同額の250万8千円の計上しております。全国市長会の分担金42万8千円と秋田県市長会の負担金208万円とともに、昨年と同じ額となっております。

以上、秘書課関係当初予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて秘書課に関する質疑を終結いたします。

この際、説明の途中ですが、暫時、休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩（午後2時08分～午後2時14分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤部長待遇兼財政課長。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） 同じ資料の4ページになります。

財政課の関係の予算についてご説明いたします。

4ページの歳入の関係になります。

2款、地方譲与税は国税であります。予算額は7億6,763万1千円を計上しております。内容は2つであります。地方揮発油譲与税が2億3,029万7千円。ガソリンの製造業者が出荷する際に課税されるものであります。収入額全体のうちの100分の42が市町村に交付されるものであります。

自動車重量譲与税につきましては、車検時にその重量に応じて課税されるものでございます。予算額5億3,733万4千円であります。収入額全体の1,000分の407が市町村に譲与されるものであります。

次の3款、利子割交付金につきましては、利子などの支払いを受ける際に課税されるものであります。税率は5%であります。事務費を除いた収入額全体の5分の3を市町村へ交付するものであります。予算額は1,393万8千円となるものであります。利子割り交付金については県税であります。

4款、配当割交付金も県税であります。予算額は1,468万2千円であります。上場株式の配当等に対しまして5%の税率が課税されます。収入額のうちから事務費を控除した5分の3が市町村に交付されるものでございます。

5款、県税であります株式等譲渡所得割交付金。同様に上場株式等の譲渡金に対しまして5%が課税されます。事務費を控除した5分の3が市町村に交付されるものであります。

6款、地方消費税交付金、これも県税でありますけれども、現在は国が消費税として徴収したうちから、地方に配分されます。資料のところに100分の25と記載してお

りますけれども、これは消費税5%のときの率でありまして、今、4月から8%になりますけれども、この率ですと消費税額の63分の12という税率になりますので、ご訂正をお願いしたいというふうに思います。予算計上額は9億8,100万8千円であります。

次の7款、ゴルフ場利用税交付金、これは県税であります。ゴルフ場の所在市町村に対しまして当該ゴルフ場に係わるゴルフ場利用税の10分の7が市町村に交付されるものであります。予算計上額は1,292万9千円の計上であります。

8款、自動車取得税交付金、これも県税であります。自動車を購入した際に課税されるものでございます。従来は税率5%でありましたけれども、消費税が8%になることにより、今回、税率が3%に変更となります。また将来、消費税率が10%になった場合には、自動車取得税については、廃止される方向であります。収入額の全体の事務費を除いた10分の7が市町村に交付されるものであります。9,317万円の計上であります。

9款、地方特例交付金、これは国から個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴い、地方公共団体の減収を補てんするために交付されるものであります。2,496万2千円の計上であります。

10款、地方交付税については、合わせて199億3,569万8千円の計上であります。このうち、交付税全体の100分の94が普通交付税であります。普通交付税としては、187億3,414万9千円の計上を見ているところであります。

右側の特別交付税の関係では、当初予算では12億154万9千円の計上であります。交付税全体の100分の6が特別交付税の持ち分であります。

11款、交通安全対策特別交付金につきましては、交通の反則を収入源としまして、道路交通安全施設の整備に充てるために交付されるものであります。1,702万2千円の計上であります。

19款、繰越金は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。

市債の関係では、一般財源扱いする市債は臨時財政特例債であります。地方交付税の代替財源であります。17億5,449万1千円の計上となるものであります。

以上が歳入の関係であります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。資料の5ページをお願いします。

No.1番の財政管理費の関係でありますけれども、予算額は119万4千円であります。地方交付税や譲与税、国・県からの依存財源の調達に係わる事務経費や研修経費が主なものであります。

2番目の財政管理費負担金、4万円につきましては、(財)地方財務協会への負担金であります。

3番の財政調整基金積立金は、1億円の計上であります。今回、当初予算で1億円を計上することによりまして、財政調整基金の残高は資料記載のとおり27億5,615万5千円となるものであります。26年度の財政運営を通じて、何とか標準財政規模の10%に充たる30億円を目指して、積み立てできるように努力してまいりたいと考えております。

4番、減債基金積立金は、2,500万円の積み立てあります。これにつきましては、昨年度に発行しましたさいせん夢未来債の償還財源として、積み立てるものであります。26年度末残高見込みは、7,965万5千円となるものであります。

5番、長期債元金償還金、一般会計では、46億8,504万5千円、前年度よりも2億9,802万9千円の減額になるものであります。

6番目の長期債利子償還金につきましては、6億9,899万8千円で、前年度よりも6,267万5千円の減額となるものであります。

各年度の元金償還額、利子償還額につきましては、資料の右の表に記載してございます。

7番目の公債事務費につきましては、11万9千円であります。起債の発行、許可等に係る審査手続き等に係る事務費であります。

8番、地方債協会負担金につきましては、財団法人の地方債協会に対する負担金、10万円でございます。

9番、予備費、前年同額の5,000万円でございます。

次のページにつきましては、全会計市債残高の推移を資料として掲載しておりますが、この資料につきましては、議員全員協議会の際に久米副市長から説明がありましたので、このところにつきましては詳しい説明は省略させていただきたいと思っておりますが、いずれ、公債費負担適正化計画を踏まえ、実質公債費比率につきましては、平成25年度の決算、平成26年度になりますけれども、この決算におきましては、基準値である18%を下回ると試算しております。17%代の後半になるものというふうに考えております

ので、まずはそこで公債費負担適正化計画を踏まえつつ、着実に数値を落として行きたいというふうに考えております。いずれ実質公債費比率、将来負担比率とともにまだ高いところにありますので、その辺については、繰り上げ償還なり、市債の発行額を控えるなり、あるいは、交付税算入の高い市債を発行するなり、財政運営におきましてそこから辺のところを気を付けながら、やっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

簡単ですが以上であります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて財政課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、久保江契約検査課長。

○契約検査課長（久保江信晴） 契約検査課の平成26年度当初予算につきまして、ご説明いたします。

同じ資料の7ページをご覧ください。

2款1項1目14事業、契約検査費についてであります。

予算額は404万8,000円であり、前年対比で58万9千円の減となっております。予算減の主な理由は、検査用車両のリース契約が9月で終了することと、秋田県と共同利用しているところの電子入札共同利用負担金が減少するためであります。

なお、新しい検査車両の購入費につきましては、管財課で予算措置されております。

次に契約検査費の主な内容であります。1つ目は市が発注した建設工事において、他の模範となる良好な施工を収めた請負業者及び現場代理人等を表彰する「大仙市優良建設工事表彰制度」の記念品代及び表彰額購入費を予算計上しております。

2つ目は、電子入札システム関係経費として、321万1千円を負担金に予算計上しております。この電子入札のメリットといたしましては、次の3項目が主なものであります。1つ目は、競争性の確保と受注機会の拡大が図れること。2つ目は建設コストが縮減されること。3つ目は事務の効率化になることとあります。

また、現在の共同利用している市は、由利本荘市と男鹿市と当市の3市であります。

そのほかの予算としましては、複写機の費用や契約書に添付するところの契約事項印刷代、あとは工事検査用図書代の購入費であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤次長兼税務課長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 私の方から税務課所管の平成26年度歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

資料No.3、平成26年度大仙市各会計予算書の18ページをお願いします。

2、歳入、市税となっております。始めに1款、市税につきまして、本年度総額で7億4,620万円、前年度比較で7,518万6千円の減としております。

次に税目毎にご説明申し上げます。市民税の個人について、本年度25億1,157万7千円、前年度比較で3,387万7千円の減としております。現年課税分では24億8,401万8千円、滞納繰越分では2,755万9千円としております。

減の主な要因としましては、農業所得について、仮渡金、反収及び戸別所得補償等が減になっていることから、農業所得に係る市民税の所得割について大幅な減を見込んでおります。

次に市民税の法人につきましては、本年度5億2,791万3千円、前年比較では2,884万5千円の減としております。現年課税分では5億2,568万5千円、滞納繰越分では222万8千円としております。これは、平成26年度の税制改正により、企業の交際費について支出する費用の50%について、損金への算入を認められることに加え、県内企業景気予測調査において、景況判断では上昇幅が拡大しているが、全産業において先行きでは下降に転じる見通しをしていること等から、減を見込んでおります。

次に固定資産税につきましては、本年度37億6,664万7千円、前年比較では3,199万6千円の減としております。現年課税分では37億459万6千円、滞納繰越分6,205万1千円としております。

土地については、地価公示価格の下落により税額についても減としております。また、家屋につきましては、今回の評価年、平成27年度に見直すこととしておりますので、滅失した家屋以外に税額の減はなく、また、消費税が引き上げられることから、引き上げ前の駆け込みと思われる需要の影響などから、住宅等の着工件数が前年に比較し増加していることから、税額でも増を見込んでおります。

また、国有資産等所在市交付金につきましては、2,794万5千円、現年課税分としており、前年比較で39万2千円の減としております。

軽自動車税につきましては、本年度2億824万1千円、前年比較では15万円の減としております。現年課税分では2億592万円、滞納繰越分232万1千円としております。平成26年度当初見込み台数で、1,333台の減少の見込みをしておりますが、これまでは、税額の高い軽四輪の乗用車が増加してはりましたが、この度、前年比較で546台の減少の見込みをしております。

また、市たばこ税につきましては、6億7,678万2千円、現年課税分も同額としております。これにつきましては、平成25年4月の売渡分から、千本当たり644円引き上げられていることから、2,065万7千円の増を見込んでおります。

入湯税につきましては、本年度2,709万5千円、前年比較では58万3千円の減としております。現年課税分では2,470万3千円、滞納繰越分239万2千円としております。

次に税外収入についてご説明申し上げます。24ページをお願いいたします。下段になりますが、13款、使用料及び手数料の内、2項、手数料、1目、総務手数料、1節、総務手数料3,706万4千円のうち、説明欄の一番下になりますが督促手数料264万5千円を見込んでおります。

次に32ページをお願いいたします。これも、下段になります。

15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、2節、徴税費委託金、1億1,556万2千円を見込んでおります。これは県税の徴収のための委託金であります。

39ページをお願いいたします。中段からになります。

20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金、1節、延滞金につきましては484万円としております。

次の2項、1節、加算金及び3項、1節の過料につきましては、それぞれ1千円の存置項目としております。

41ページをお願いいたします。下段になります。20款、諸収入、5項、雑入、1目、滞納処分費、1節、滞納処分費9万7千円につきましては、インターネット公売手数料を見込んでおります。

次に、2目、弁償金、1節、弁償金につきましては、鑑札弁償金として1千円の存置項目としております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

横A3版の資料、平成26年度当初予算概要、総務民正常任委員会の8ページをお願いいたします。

税務課所管の事業については5事業ございます。

前年と大幅な変更はありませんが、賦課事務費について前年比較511万円の増としております。増の主なものとしましては、税務システムの改修経費240万円、あるいは平成27年度固定資産税の評価替えに向けた業務委託料140万4千円等としております。

また、不動産鑑定評価委託料について1,763万円の増としておりますが、平成27年度評価替えに向けた標準宅地不動産鑑定が終了したことによるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて税務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算について、ご説明いたします。

資料の9ページをお開き願います。

はじめに、「共通物品購入費」でございます。予算額は972万6千円、前年度に比べ3万9千円の増となっております。内容については、各庁舎において共同で使用する封筒の印刷代やプリンタートナー及び事務用品の購入費となっております。

次に、「庁舎管理費」でございます。予算額は2億250万3千円、前年度に比べ338万8千円の増となっております。増となった主な理由は、電気料や燃料費の値上げによるものであります。また、工事費の主なものは、備考欄に記載しておりますが、中仙庁舎ではOAルームエアコンの交換工事として55万7千円、太田庁舎では構内通路舗装改修工事として47万3千円となっております。

歳入につきましては、その他財源が938万9千円となっておりますが、この主なものは、他の団体の庁舎使用料として776万7千円であります。

次の、庁舎改修事業費につきましては、のちほど、別の資料にて、ご説明いたします。

次に、「財産管理費」でございます。予算額は6,679万円、前年度に比べ1,011万3千円の増となっております。増となった主な理由は、委託料と工事費の増によるものであります。委託料の主なものは、仙北地域の旧大和田工業団地用地の土壤汚染状況調査業務委託料として252万9千円であります。旧大和田工業団地用地につきましては、以前は、住宅資材を製造していた工場の跡地であり、今後も市としては引き続き公売を実施していく予定でありますので、ある程度の土壤調査が必要と考えまして、今回、予算計上したものであります。

次に、工事費についてであります。解体工事として西仙北地域では土川世代交流館等、協和地域が旧さくら荘物置小屋、南外地域が旧南外学校給食センターの3件を予定しており、そのほかでは、協和地域の旧船岡小学校地下オイルタンクの廃止工事となっております。歳入については、県支出金として1万2千円がありますが、これは、財産区関係の県からの移譲事務の交付金であります。

市債の640万円は、公共施設解体事業債であります。

その他財源5,863万9千円の主なものは、土地売払収入が3,479万3千円、土地貸付収入が919万9千円となっております。

次に、公有林整備事業費（補助分）であります。予算額は2,317万9千円、前年度に比べ2,009万3千円の増となっております。

事業内容については、中仙地域が長野字長野山地内の搬出間伐事業、協和地域が協和荒川字琴ヶ台地内の切捨間伐事業、及び協和船岡字七袋地内の搬出間伐事業、南外地域

が南外字坊田石元ノ下地内及び 南外字田中田山根地内の搬出間伐事業、太田地域が太田字真木根掘地内の切捨間伐事業をそれぞれ実施することにしております。また、歳入のその他財源1, 728万3千円については、雑入として市有林保育事業費補助金となっております。

次に、公有林整備事業費、単独分であります。予算額は59万円、前年度に比べ26万8千円の増となっております。内容につきましては、監視人謝礼や草刈賃金、森林保険料などであります。

次に、車両運行経費であります。予算額は8,529万7千円、前年度に比べ1,702万円の増となっております。主な支出は、車両購入費11台分として、2,503万3千円であり、これには、市長車及び議長車の2台の更新も含まれております。そのほかとしてはタイヤ購入費67台分として、351万円となっております。

次に、資料No.2の平成26年度 当初予算(案)の「主な事業の説明書」総務部・選挙管理委員会用をご覧ください。

ページについては、1-2でございます。事業名は、庁舎改修事業費であります。

26年度予算額は、2億7,298万5千円であり、前年度に比べ1億4,475万6千円の増となっております。26年度の庁舎の耐震改修工事については、昭和53年建築の協和庁舎と昭和49年建築の仙北庁舎であります。

3の事業の概要でございますが、協和庁舎の補強方法は、庁舎の裏側の中央付近については、大曲庁舎と同様のピタコラム工法で10構面、正面側はアンボンド工法という、内付の工法で12構面の工事を予定しており、事業費は1億5,663万6千円であります。

仙北庁舎の補強方法は、パラレルユニットフレーム工法という、ピタゴラム工法を若干、簡素化したものであります。外付の工法であり、庁舎正面側が6構面、庁舎裏側が8構面の計14構面の工事を予定しております。事業費は、1億1,634万9千円となっております。これによりまして、平成26年度において、市の各庁舎の耐震補強工事が、すべて、完了することになります。なお、財源内訳につきましては、国、県支出金が6,575万円、市債が1億9,560万円、一般財源が1,163万5千円となっております。

以上、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 耐震改修工事については、ここの本庁舎の部分にいろいろと説明前にあったとは思いますが、この工法の違いというのはいろいろとあると思うんだけれども、それぞれ良いところと悪いところがあったのか、それともその工法でなければ出来ない、庁舎の仕組みなのか、その辺のところを少し説明願いたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 細かい部分についてはしっかりした部分については把握しておりませんが、設計の段階で、外付けの工法を選ぶのか、内付けの工法を選ぶのか、という設計上の構造上の問題が一番抱えているということが、大事なことだというふうに聞いております。その中で一番オーソドックスなのは、大曲庁舎が外付け工法としてコンクリートのこういう形のものをやったものですが、あれがまず採用されておりますけれども、協和庁舎がまず裏側の部分はそのピタゴラム工法そして、仙北庁舎については、さらに若干、工期の面とか、そういう経費の面でもある程度は、経費を削減できるということもございましたので、そういう場合は簡易的な工法でも十分、耐震補強に耐えられるということでしたので、こういう工法を選んだというふうに聞いております。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 選んだ理由は専門的な部分なので、私らはわかりませんが、このお金の面を考えた時に、仙北庁舎が1億1,200万円、それから協和は1億5,300万円、この方面から見たときはやや同じだけれども、やっぱりそこはそこなんだべな。ちょっと言われてもわからないんだけれども。やっぱりその、そういうことでやった方が要するにこの後とも、耐震から行けば良いんだという判断に立ってやったことだと思うんだけれども、そういった時に、このIS値ですか、0.75を目標だということになっています。そうしたときに、まだ庁舎いっぱいありますよね、大仙市に。この0.75以下になっている庁舎というのはどのくらいあるものですか。庁舎、支所。

○委員長（金谷道男） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 0.75以下の庁舎というのは、昭和56年の6月1日以前に建設された庁舎ということで、大曲庁舎と協和庁舎と仙北庁舎、この3つの庁舎でありました。大曲庁舎が出来ましたので、26年度におきまして、協和庁舎と仙北庁舎の2

つの庁舎を工事をするというので、全て庁舎についてはI S値はクリアしていると、いわゆる0.75はクリアしているというふうに考えております。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） もう一つ。今度は0.75は超えることになるから、今現在ある庁舎で、そうすれば逆に一番の強い庁舎はI S値がどのくらいなものですか。

○委員長（金谷道男） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 今回の診断そのものが、昭和56年6月1日以前の庁舎だけでしたので、その他の庁舎については、はっきりとした数字は掴んでおりません。ただ、現在の建築基準法で最低限の数値はクリアしていると聞いております。

○委員（大野忠夫） またいずれ何か地震が起きれば、またいろいろと変えて、補強さねばならなくなるべのも、でもそういう限度ある中で、昭和何年だけが、53年、49年とか、その後に来た庁舎が、まだ多くあって、その庁舎の耐震負荷構造というのは当然作る時にも、すでにこういうI S値に基づいて作っていることなただけけれども、それも0.75が基準なの。それとももっと良い基準になっていますか。

○委員長（金谷道男） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 建築基準法で決められているというふうに聞いておりますので、0.75というふうに解釈しております。

○委員（大野忠夫） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて管財課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） それでは私の方から総合防災課所管分についてご説明申し上げます。

始めに当初予算概要13ページをご覧ください。総合防災課が所管する26項目の事業を掲げておりますが、その内主なる事業のみを説明させていただきます。

始めにNo.1でございます。「復興支援事業費」であります。

東日本大震災の発生における復興支援事業の実施の経費であります。前年度予算額 283万8千円に対しまして176万5千円増の460万3千円を計上しております。この事業の目的であります。東日本大震災の発生における復興支援として、現在、31世帯71名の市内避難者へサポートは元より、被災地の状況を見極めながら息の長い長期的な支援活動を継続して被災地の復興を支援するものであります。

事業の概要であります。まずは避難者サポートセンター機能を保持するために臨時職員を雇用する経費としての189万7千円であります。昨年度までは秋田県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用して雇用していましたが、3年で終了いたしましたので市単独経費で雇用することにしてございます。

次に大曲の花火招待事業の実施経費として270万6千円あります。これまでは岩手県の沿岸被災地に特定しておりましたが、来年度は中学生が交流を持ちました宮城県の気仙沼市あるいは南三陸町の方に対象範囲を拡大いたしまして、実施する計画を盛り込んでございます。こうした現地バス借上げの経費等が主なる経費であります。

財源の内訳であります。460万3千円、すべて一般財源であります。

次にNo.4の事業説明書の1-7ページをご覧ください。

消防団員に支給する年報酬でございます。条例改正の際にもご説明申し上げましたように、年報酬のありますが、前年度予算額4千616万8千円に対しまして372万円2千円増の4千989万円を計上しております。

次にNo.7、1-8ページをご覧ください。

消防団運営、出勤費用弁償支給及び被服更新等経費についてであります。前年度予算額3,560万円に対しまして1,754万円1千円増の5,314万1千円を計上しております。主なる費用であります。被服の更新費用を新たに追加させていただくものであります。

同じく「消防施設・設備整備費」であります。

前年度4,683万9千円に対しまして2,034万4千円減の2,649万5千円を計上しております。この事業の目的であります。経年劣化が著しい格納庫やホース乾燥塔などの消防設備の改築や車両、小型動力ポンプ等の資機材の更新経費であります。新年度における消防施設の改修といたしましては、ここに掲げてございますように、大曲地域大花町の消防格納庫の新設工事でございます。これは区画整理事業の一環で更新を求められている工事であります。また神岡地域北檜岡地区の消防サイレン塔の撤去

とホース乾燥塔の設置工事でございます。西仙北地域におきましては、土川半道寺地区のサイレン塔の移設工事、協和地域一ノ渡地区のサイレン塔交換工事、南外地域無尻橋地区の消防格納庫の改築工事・仙北地域横堀地区のホース乾燥塔新設工事、太田地域三本扇地区の消防格納庫の改築工事とホース乾燥塔の新設工事で、合計1,088万5千円の工事経費でございます。

また消防資機材の更新経費でございますが、中仙、協和、太田地域の小型動力ポンプ各1台ずつの更新費用、神岡地域の小型動力ポンプ付積載車1台の更新費用、西仙北地域の積載車の更新費用でございます。合計2,243万円でございます。

財源の内訳であります。消防施設設備費事業債、いわゆる過疎債で、1,550万円、また先ほど説明しましたような区画整理事業の物件移転補償金96万3千円が、その他となりまして、一般財源が1,003万2千円となっております。

次に当初予算概要14ページをご覧ください。No.18の防災対策費でございますが、これも事業説明書の1-10ページをご覧ください。

県の防災情報システムでございますけれども、新たにデジタル化に移行されることが決まっております。そうした県の防災システムでございますけれども、これまで合併前の8市町村時代に導入になったそれぞれの支所に1台設置されておりました。これが新しく大仙市になりまして、県からの情報伝達機器が1台にまとまることとなります。従いまして県からの情報が本庁の1台に届きまして、そこからさらに各支所に情報を伝達しなければならない形になりまして、その手段といたしまして、衛星携帯電話をそれぞれ8台準備いたしまして、各支所に1台ずつ配布するという経費を新たに新規事業として登載させていただきました。269万8千円の経費でございます。

さらに現在、地域防災計画の見直しをさせていただきましたが、防災会議におきまして1月17日に平成19年に策定いたしました地域防災計画の見直し版につきまして、印刷中でございます。このあと、災害対策基本法の改正部分がございます。さまざま修正部分が求められてございます。それらを26年度におきまして改定いたしまして、さらに新しく印刷する経費を102万円計上させていただきました。その652万円の経費でございますが、財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

その他に、No.21、住宅用火災警報器設置助成事業費でございます。

昨年から市内の一般家庭の火災予防の観点から、弱者におきましては、無料配布、そして、一般の個人の購入、あるいは共同購入につきましては、5千円を限度額に2分の

1の助成制度を策定いたしまして、助成させていただきましたが、26年度におきましても引き続きこの制度を行いたいということで、特に補助金の個人購入したり、あるいは共同購入した場合の補助金の制度を引き続き行うということで計上した経費を266万7千円引き続き計上させていただきました。これまでの無料の部分につきましては、一旦、閉じさせていただき、あくまでもその自治会、あるいは自主防災組織の中で共同購入を勧めて、まとめて未設置の方々に取り付けていただくと、というような方向を継続させていただきたいと考えております。

また、No.22、災害に強いまちづくり事業費であります。これまた地域のいわゆる自主防災組織の新たなる立ち上げ、あるいは、防災訓練の継続的に毎年行えるような環境を整えるために、訓練費用の助成制度、更には防災士の資格を3年計画で150名育成しましょうよ、という考え方で進めて参りましたので、再び26年度でも50名の方の防災士の資格を取得していただくための研修講座の開催経費を充てるということで、その726万6千円を計上させていただきました。

それから項番24番でございます。空き家等対策費でございます。

空き家につきましては現時点で1,240棟ほどまだ市内に空き家を抱えてございます。今冬の雪のように豪雪になりますと、かなり傷んでまいります。そうした空き家の指導、勧告に伴う自主解体の助成費でございますが、平均45万の15件として、675万円を再び計上させていただきました。参考までに今年度、平成25年度の見込みでございます。現在の申請が16件ございます。16件で785万8千円の補助金の支出を見込んでございます。年度内にこの補助金を活用して16件が解体予定となっております。こうした実績に合わせながら、来年度は15件、675万円の補助金を継続して計上させていただきました。他は空き家等防災管理システムの管理費用等でございます。合計729万1千円を計上させていただきました。

また、25番の災害応急対策費、それから1ページお戻りいただきまして、8番の消防団員災害出動費、それから9番の不明者捜索対策費、この3項目につきましては、いわゆる消防団の、いわゆる災害時への活動費が伴う部分でございます。火災の場合におきましては、4,000円から4,400円にアップさせていただきましたので、その部分の経費が上乘せになった形で積算させていただいております。

かいつまんで説明させていただきましたが、総合防災課所管の予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 13ページの9番、不明者捜索対策費、たったの46万2千円で予算化して、これなば何もあれでね、捜索じえんこねぐてならねでね。もっともっと作らねば。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○総合防災課長（進藤久） いわゆる不明者というのは一般的には山菜採りの山で戻ってこなかったというような事案でございます。最も多いのが仙北市いわゆる田沢湖、生保内周辺での春の竹の子採りシーズンになりますと向こうで大仙市民が捜索を求められるケースがあるわけですが、その場合は、当市から向こうに行つて捜索するということはございません。あくまでも市内でなくなった、見えなくなったというような事案です。まれにあるのが、太田地域とか、あるいは昨年あったのが、南外周辺、西山で1件ございました。そうした場合には管轄の分団、消防団が捜索に当たります。この場合に1人あたりの出動手当が1日4,000円でしたが、400円アップさせていただきましたので、4,400円の出動手当を支給させていただいております。実績から算定いたしまして、105日、担当者の方では昨年実績の105日を計上し、この金額を積算させていただきました。

○委員長（金谷道男） よろしいでしょうか。

○総合防災課長（進藤久） 川等に落ちて流れたというような場合には25番の風水害の災害に対する応急対策部分で、これまた水防対策というような表現で、出動していただく経費でございます。この場合には350名分、4,400円の350名分を積算させていただいております。また、同様に火災につきましては、750名の出動人数を積算根拠として計上してございます。

○委員長（金谷道男） 良いですか。

○委員（大野忠夫） 良いです。これを見たってさっぱりわからない。この程度で間に合うもんだがな。間に合わないときはやっぱり補正するんだな。

○総合防災課長（進藤久） はい、補正をさせていただいております。

○委員長（金谷道男） 良いですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて総合防災課に関する質疑を終結いたします。

説明の途中でありますが、この際、暫時、休憩いたします。

3時25分まで休憩いたします。

休憩（午後3時16分～午後3時23分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、柴田会計管理者。

○会計管理者（柴田敬史） 会計課所管分のご説明をいたします。

資料は予算概要の15ページとなります。

項番1番、会計管理費、これは経常的な事務費で、決算書の印刷、郵便振替手数料といったものが主なものとなります。

項番2、一時借入金等利子、これは、25年度分について、先ほど減額補正のお願いをいたしましたけれども、26年度当初は252万1千円、対前年で347万9千円の減額で計上しております。この意味は一時的に流用できる基金が積み増しにかかっておりまして、その分、金融機関からの借入れを抑えるという意図であります。

以下、下に特会分も掲載しておりますが、いずれも基本的に対前年より落とした計上としております。

以上、会計課分、説明を終わらせていただきます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） それでは選挙管理委員会所管分の平成26年度当初予算についてご説明申し上げます。

最初に17ページをご覧ください。

最初に選挙管理委員会報酬でございます。2款4項1目1事業の報酬でございますが、これは選挙管理委員会4名分の報酬でございます。

その下の同じく10事業、選挙管理委員会事務費の83万7千円は、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修旅費及び国民投票システムの保守料などでございます。

同じく50事業、選挙管理委員会負担金の9万1千円でございますが、これは選挙管理委員会連合会に対する負担金でございます。

2款4項2目10事業の選挙時啓発費の73万7千円でございますが、これは小中学生を対象といたしました、選挙啓発制度の標語コンクールの入賞者への記念品代、あるいは成人式出席者に対する記念品などについての選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。

その下の県議会それから農業委員会、花館財産区この3つにつきましては、事業説明書の1-3、1-4、1-5でご説明申しあげます。

最後に大曲土地改良区の選挙執行経費の分でございますが、この15万4千円は土地改良区の総代の任期満了に伴う、執行経費でございます。総代選挙の執行経費の財源でございますが、全額12款2項1目の大曲土地改良区総代総選挙費の負担金が充当されてございます。

続きまして、「主な事業の説明書」の1-3をご覧ください。

これは平成27年4月29日の任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙の執行経費でございます。予算の総額は1,196万3千円でございますが、この内容につきましては、全くの準備経費でございます。そういうことでして、この金額は全体の執行経費額の30%程度の金額となっております。主な予算措置といたしましては、職員の時間外勤務手当として84万4千円、それから入場券の作成及び発送経費406万3千円、ポスター掲示板の作成及び設置経費として702万3千円などが計上してございます。この選挙の財源といたしましては、全額、15款3項1目の県議会議員選挙費委託金が充当されてございます。

続きまして1-4をご覧いただきたいと思っております。これは平成26年7月30日の任期満了に伴う大仙市農業委員会委員一般選挙の執行経でございます。予算の総額は2,748万9千円でございます。主な予算措置といたしましては、人件費といたしまして、投票管理者・投票立会人などの報酬に420万2千円、職員の時間外勤務手当に1,6

62万6千円を計上しておりまして、その他に666万1千円を物件費として計上してございます。農業委員の場合は告示期間は7日間でありまして、期日前投票は市内8箇所の期日前投票所で6日間、午前8時30分から午後8時まで行いまして、当日投票は市内50箇所の投票所で、午前7時から午後6時まで行い、開票を兼ねた選挙会は、それぞれ選挙区ごとに午後7時から市内8箇所の会場で、それぞれ予定してございます。

1-5をご覧いただきたいと思っております。これは平成27年2月7日の任期満了に伴う花館財産区議会議員一般選挙の執行経費でございます。予算の総額は263万7千円でございます。主な予算措置といたしましては、人件費といたしまして、投票管理者・投票立会人などの報酬に40万円、職員の時間外勤務手当に129万円を計上いたしまして、その他に94万7千円を物件費として計上してございます。告示期間は5日間でございます。期日前投票は花館公民館で4日間、午前8時30分から午後8時まで行い、当日投票は市内5箇所の投票所で、午前7時から午後5時まで行い、開票を兼ねた選挙会は、午後6時から花館公民館で、それぞれ予定してございます。

なお、選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、12款2項1目の花館財産区議会議員選挙費負担金が充当されてございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、佐藤次長待遇兼監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤智弘） それでは監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明申しあげます。説明資料は予算概要の18ページ、1番最後でございます。

はじめに2款6項1目1事業、監査委員報酬は46万8千円で前年度と同額であります。議員から選出される監査委員の報酬、月額3万9千円の12カ月分であります。

次に10事業、事務費等77万1千円は、前年度と比較して4万円の減であります。事務局における経常的な事務経費で、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として

44万7千円、監査委員、事務局職員の関係団体総会及び研修会等出席旅費、費用弁償等として16万4千円、工事監査を行う際の技術調査委託料として16万円であります。

次に50事業、監査委員費負担金5万5千円は前年度と同額であります。全国、東北、秋田県のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、全国が2万6千円、東北が1万1千円、秋田県が1万8千円であります。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、平成26年度大仙市一般会計予算のうちの総務部関係についての質疑がおわりましたが、もし、この際、総括的なことで、聞き漏らしたこと等ございましたら委員の中でありましたら、どうぞご発言願います。

全般についてでも結構ですので、もし、聞き漏らしがあればお受け致したいと思います。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 契約検査課の方にちょっと、お伺いしたいと思います。

昨年、4月また先月、公共工事の労務単価において段階的に引き上げになってはいますが、市の方も右倣いになっているような形になっているのかどうか。まずそれを一つ教えて頂きたいことと、それから労務単価以外に資材、または燃料だとか、あると思いますけれども、なかなかその時勢単価に添うというのはかなり難しいかと思えますけれども、そういう方向に持って行くことはできないものなのか、どうなのかと、主に、例えば、機械類の燃料、軽油ですけれども、購入できる価格よりやっぱりその設計の方が大分低く設定されているんじゃないかなと思います。それからあとは、歩掛かりの部分に関して、端数、歩掛かりの端数の処理は今、どのようになっているのか、その辺をお聞かせ頂ければと思います。

○委員長（金谷道男） はい、久保江課長。

○契約検査課長（久保江信晴） ご質問の件についてお答え申し上げます。

最初に労務単価の件でございます。労務単価につきましては、国、県と準じて大仙市でも改正しております。いわゆる発注は全てこれに準じて発注しております。

2点目、燃料費等の上昇に伴う対応ということですが、こちらにつきましては、単品スライドという制度がございます。こちらの方も都市管理課、建設部都市管理課の方で決裁いただいて施行していると伺っております。

もう一つ、端数調整の件につきましても、こちらにつきましても建設部都市管理課の方で各支所、農林建設課を含め、統一した対応をしていると伺っております。

○委員（秩父博樹） 同じ繰り返しになるかも知れませんが、特に軽油ですけれども、実際に購入する価格よりも大分低く設定されていると思うんです。なので、その辺の改善ができるものなのか、どうなのかちょっと難しい話かも知れませんが、あと歩掛かりの端数、おそらくその端数は切り捨てで処理されているんじゃないかなと思うんですけれども、それについて、国からの通達が今、来ているか来ていないかちょっとわからないですけれども、今回、国からも、その端数を切り捨てないでくださいという通達が、もし今、来ていなければ、これから来ると思いますので、ちょっとその辺の対応もお願いしたいなと思いますので、はい。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○契約検査課長（久保江信晴） 私の記憶では全て文書等は来ていると思っております。また、私どもにつきましても、都市管理課と調整を取りながら、業者さんにとって不利益にならないような制度で運営して参りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（秩父博樹） 大仙市では建設業に携わっている方がかなりの人数いると思いますので、どうか対応の方、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 先月の総務委員会で第3次行政改革大綱が出された訳ですが、その文書を見て最後に改革の具体的方策ということの中で、あとの方ですが、これは一般質問で渡邊議員も質問した訳ですが、市の単独補助金についてということで、いろいろ補助金の審査委員会の提言、あるいは監査委員の提言等で、改革はしてきたと思いますけれども、再度、精査分析を行い、さらなる見直しを進めるということになっている訳ですが、これを前提に今一つ、部長なりあるいは財政の担当課長

にお尋ねしたいのですけれども、実は、これは去年の教育福祉常任委員会で提出されました資料を見ておりますけれども、特に、福祉法人の財務状況を見て、24年、25年の去年、一昨年の決算報告ですけれども、債務負担行為を起こして、毎年、助成なりあるいは補助金という形で福祉法人にそれなりの金額出している、まあ債務行為だったからあとは何ともならねと言えればそれきり先に進んだ質問は出来ない訳ですけれども、この決算状況を見ますと、もう、例えばだしよ、一例をあげれば、柏仁会なんては、もう5億くらいの財務状況になって、繰越金になっておるし、現金は2億、3億しかないわけですけれども、現金でも3億7千万円くらいあるわけですけれども、こういった経営状況の中で、尚かつ債務負担行為と称して、平成33年までやるようだけれども、これは決めたことだからしょうがないと言えれば、それきりになっちゃうけれども、かなり今の特例債も今度なくなる、あれもなくなる、これもなくなるという財務状況の中で、債務負担行為と称して、いつまで、まあ期限はあるわけだけれども、こういったものに若干、見直しするといったことは考えておらないものでしょうか。

負担行為だと言えればそれきりになるんだけれども、こういった財務状況の中で、どうでしょう。これはあんだがた一人で決められねば、市長、あるいは議会でも議決したことだから、私はそれ重々わかって質問している訳ですけれども、ここら附近はこれは何たものだしか。いずれ、今回、所管の委員会ではないけれども、中仙のあれには7,000万円、それから幸寿園には3,000万だけが、貸付金なんてもあるようだけれども、この財務状況を見ている中で、そなたにやっぱり貸し付ける必要性ってどこにあるものかなという思いですけれども、皆さんはどういった考え方を持っているものだしか。そこら附近。

これは市長でないから、これはやめますとか、どうだとか、言えないことは重々わかって質問したから、あんだ方の個人的な見解というか、もしかすれば会議録に記載しないで休憩中にでも良いし。かなりあんだ方もへちね立場で言わねばできねべのも。わかってでしゃべったんし。

○委員長（金谷道男） 暫時、休憩します。

休憩（午後3時41分～午後3時52分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これを持ちまして平成26年度大仙市一般会計予算のうち、総務部関係についての質疑を終結いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、10日、月曜日に市民部と一緒にを行います。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第54号、「平成26年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第59号、「平成26年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。舩屋管財課長。

○管財課長（舩屋博之） それでは、各財産区特別会計のご説明をいたします。

資料につきましては、A3版の平成26年度当初予算概要にて、ご説明いたします。

ページ数は、10ページでございます。

内小友財産区特別会計予算でございます。

26年度予算額は、43万円であり、前年度と同額であります。

歳出につきましては事業の概要欄に記載しておりますが、例年どおり、管理会の報酬や運営費のほか、謝礼金や賦課金となっております。

事業につきましては、平成17年度から23年度までの7年間は下刈事業とか切捨間伐事業を実施しておりましたが、24年度、25年度は実施しておらず、来年度も、26年度もまた事業の実施の予定はございません。

次に、財産の状況であります。26年度末では、土地は324ha、出資金は212,000円、基金は、1,782万7,000円の見込みとなっております。

次に、財源内訳の状況であります。その他財源は、332千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。

以上で、内小友財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、大川西根財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。

26年度予算額は、41万6千円であり、前年度に比べ790万円の減となっております。減となった理由につきましては、基金積立金250万円の減となっております。25年度に実施しました搬出間伐事業委託料、これが540万円の減となっております。

そのほかは、前年度と同様であります。

平成26年度の事業は、特に予定しておりません。

次に、財産の状況ですが、26年度末では、土地は32ha、出資金は15万2,000円、基金は、2,251万7,000円の見込みとなっております。

次に、財源内訳ですが、その他財源は、372千円については、その主なものは財産貸付収入と基金繰入金であります。

以上で、大川西根財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、荒川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

次のページ、11ページの、左側をご覧ください。

26年度予算額は、222万6千円であり、前年度に比べ37万6千円の増となっております。増減の主な理由につきましては、増につきましては、財産造成費29万4千円については、除伐事業費の増分であります。一般会計繰出金の45万円の増は、一般会計へ繰出後、地域活動団体補助金として、荒川地区振興協議会などに交付される分の増分であります。

次に、事業であります。除伐事業として、協和荒川字湯ノ沢山地内3.4haを予定しております。また、財産の状況ですが、26年度末では、土地は41.4ha、出資金は113万8,000円、基金は、4,609万1,905円の見込みとなっております。

財源内訳についてですが、その他財源は、181万円であり、主なものは、財産貸付収入と基金繰入金及び雑入となっております。

以上で、荒川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、峰吉川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。

26年度予算額は、540万2千円あります。前年度に比べ243万2千円の増となっております。増減の主な理由につきましては、事業の概要欄にもありますが、増につきましては、財産造成費が413万2千円の増であり、これは除伐事業費の増分であります。そのほか、一般会計繰出金の10万円の増は、一般会計へ繰り出し後、同じように地域活動団体補助金として、峰吉川地区振興協議会などに交付される分の増分であります。

次に、事業状況であります。除伐事業として、協和峰吉川字芦沢真木地内及び天配地内34.29haを予定しております。

財産の状況については、26年度末では、土地は43.4ha、出資金は72万2,000円、基金は、3,155万4,746円の見込みとなっております。

次に、財源内訳ですが、その他財源は、389万1千円であり、その主なものは、雑入であります。

以上で、峰吉川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、船岡財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

次のページ、12ページの左側をご覧ください。

26年度予算額は、194万8千円であり、前年度に比べ32万8千円の増となっております。増減の主な理由につきましては、減分については、財産管理費42万6千円は、森林国営保険料の減であります。増につきましては、財産造成費57万5千円は、除伐事業費の増分であります。一般会計繰出金180万円の増は、同じように一般会計へ繰出後、地域活動団体補助金として、船岡地区振興協議会などに交付される分の増分であります。

次に、事業の状況ですが、除伐事業として、協和船岡字寺地地内6.15haを予定しております。

次に、財産の状況ですが、26年度末では、土地は61ha、出資金は29万2,000円、基金は、5,732万9,897円の見込みとなっております。

財源内訳につきましては、その他財源は、164万6千円であり、主なものは、基金繰入金及び雑入となっております。

続きまして、淀川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。

26年度予算額は、270万円であり、前年度に比べ72万円の減となっております。

増減の主な理由につきましては、財産管理費154万5千円の減であり、これは森林国営保険料及び備品購入費の減であります。増につきましては、財産造成費87万5千円は、除伐事業費の増分であります。また一般会計繰出金の15万円の増は、同様に一般会計へ繰出後、地域活動団体補助金として、淀川振興協議会などに交付される分の増分であります。

次に、事業状況であります。除伐事業として、協和下淀川字金ヶ沢地内及び協和小種字泉沢山地内7.26haを予定しております。

財産の状況については、26年度末では、土地は230ha、出資金は29万円、基金は、1億3,711万2,642円の見込みとなっております。

財源内訳については、その他財源は、216万9千円であり、主なものは基金繰入金と雑入となっております。

以上各財産区特別会計予算につきまして、ご説明いたしました但、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより、議案第54号から議案第59号までの6件について、一括して質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 内小友財産区管理会で予算の状況の中に山林監視人謝礼というふうなのが、まず1万1千円が入っているんですけども、非常に面積が広いのですけれども、1万1千円の監視というのは、どんなような内容の監視なんでしょうか。

○委員長（金谷道男） 舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 私どもは、山林見聞というのを毎年行っております。

その中でこの方1万1千円はそんなに大きな額ではございませんが、その際にいろいろな場所を前もって見ていただくことが一番のことでございます。その他は、情報報告ということでお願いしているところです。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 以上をもちまして、本日の審査日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会し、10日、10時から委員会2日目を開催いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後4時07分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男